

目 次

巻頭言

はじめに

二神 俊一 1

特別寄稿

二神家における系図の変遷と系譜意識

萬井 良大 3

シリーズ

系譜家紋紹介 No.15 波田二神氏・才之原二神氏

編 集 部 36

会員さんからの投稿

八咫鏡と天照大神

溝田 孝一 62

思うままに

二神 敏郎 71

病活と洒落にならない去年今年

二神 亮郎 72

役員のつぶやき

さむらいロマン航海記

二神 元信 75

美しい海

二神喜久雄 79

息子の教育に力を入れた祖父

二神 康郎 80

山の老いたる魚の戯言

二神 久蔵 82

宏介さんの瀬戸内水軍ぶらり散歩

二神 宏介 85

つぶやき

二神 俊一 89

二神島の銭湯

豊田 渉 91

関西・中部支部から

関西・中部支部

93

ふたがみにまつわる話

その1…季刊誌「しま」第1号から抜粋

編 集 部 95

その2…二神島「松島神社」の木札

編 集 部 96

会 則 98

役員名簿 100

入会申込書 101

編集後記 102

はじめに

会長 二神 俊一

いよいよ「瀬戸内しま博」(仮称)が来年(平成26年)に開催されることとなりました。これは、瀬戸内海国立公園制定80周年に当たる来年に、その記念行事として、愛媛県と広島県が共催で、「瀬戸内の自然や歴史、食、レジャーなどをテーマ」に、瀬戸内海沿岸市町を舞台に行われる一大観光イベントです。

2010年(平成22年)に松山市主催の「しまはく」(松山島博覧会)(当時は中村時広市長・現在は愛媛県知事)が開催され(既報)二神系譜研究会として、「しまはく」のオープニングイベントに出展しました。二神系譜研究会のPRをはじめ、二神島の歴史・文化などの紹介を、パネル・チラシ・ビデオなどを使って行い好評でした。

「しまはく」は松山市主催で、地域も忽那7島を含む有人離島9島が舞台でしたが、来年の「瀬戸内しま博」は、愛媛県内では松山市・今治市・上島町、広島県内では尾道市・呉市などが中心となるので、スケールが大きくなります。実行委員会(会長は両県知事)で、これから博覧会全体像が明らかになってくると思われます。

メインイベントは、「しまなみ海道・国際サイクリング大会」(仮称)で世界各国からサイクリング爱好者を招き、しまなみ海道を走る計画の由。

会期は2014年春から秋の半年間で、市町主体の地域企画イベント、住民主体の自主企画イベントなど予定されています。二神系譜研究会も自主企画イベントとして是非エントリーしたいと思っています。

なお、この件に関しては、既にご報告のとおり、平成24年11月10日第4回常任理事会を「今治市村上水軍博物館」にて開催時、矢野均館長へ「瀬戸内しま博」に二神系譜研究会として側面から協力・支援をしていく旨の申し出を行っております。

会員の方々からの積極的にアイデア・ご意見などをお出し頂ければ幸いです。



今治市村上水軍博物館



右端が矢野均館長

特集

二神家における系図と系譜意識

萬井 良大

第一章 系図研究とその意義

義江明子は『日本古代系譜様式論』⁽¹⁾において、「系譜研究には、①記載内容から史実の断片を掘り起こし歴史研究の素材として役立てる内的研究、②表記形式・系譜形態を手がかりに系譜意識・時代背景を探り出す外的研究の二通りの方向がある」と述べ、はじめて系図様式の重要性を指摘した。

義江の言うように、系図の様式・形式にはその時代時代における系譜思想が背景にある。そのため系図様式とその変遷を分析することで、日本における系譜思想を知ることができるだろう。また系図様式は親族・一族のあり方と深く結びついており、それらを考察するためにも系図様式の分析は避けて通れないところだろう。

そこで分析の対象として『二神家文書』に残る「豊田藤原氏子孫系図次第」を取り上げたい。この系図は近世後期の安永年間（一七七二～一七八一）に作成されたとされているが、作成時に一から作られたのではなく、いくつかの資料を参考にしながら作成している。そのなかには中世に作成された部分もあり、ひとつの系図のなかに複数の系図を見出すことができる。またそれぞれに形式の違いがあり、系譜思想の変遷を読み取るのに適当な史料であるといえるだろう。

中世史の分野では系図を正面から取り上げる研究は少なく、補助資料として使われることがほとんどである。そのなかで網野善彦は系図の分析から、中世社会を考察する研究をいくつか残し、系図研究に先鞭をつけている。例えば「若狭国一二宮社務系図」⁽²⁾では、同名の系図

(1) 義江明子『日本古代系譜様式論』吉川弘文館、二〇〇〇年

(2) 『網野善彦著作集』第十四巻、岩波書店、二〇〇九年所収。初出一九七〇年。

から若狭国の国御家人の婚姻関係を分析し、西国武士団は、小規模所領をもつ武士が女系子孫を媒介とする婚姻関係によって結びついているのを特徴とすることを明らかにした。

また「桐村家所蔵『大中臣氏略系図』」⁽³⁾では、系図のあり方と惣領制との関連性を指摘し、また東国における武士団が西遷御家人であっても、西国御家人とは婚姻せず、東国出身地頭との婚姻関係を結び続けていると指摘した。これは前掲論文において明らかにした西国御家人の婚姻のあり方、国内だけでの婚姻を続けるのとは異なるものであるとした。また十四世紀における「系図の世紀」を見出している。こうした網野の業績は系図様式にも触れてはいるものの、義江の言う①の内的研究にウェイトが置かれているといえるだろう。

また近年では②に当たる系譜様式の研究も増えてきており、なかでも飯沼賢司は系図の歴史について、相伝系図⁽⁴⁾は徐々に衰退していく、父から子へという血の流れをたどる系譜意識が全面に現れるようになるとしている⁽⁵⁾。中世における系図形式が相伝系図であったことは、多くの研究者が認めるところである⁽⁶⁾。しかし、それが飯沼の指摘するような血の流れをたどる系譜意識に変化しているのかどうかについては、まだ検討を要するのではないだろうか。

本稿では中世における系図が相伝系図としての機能のほか、どのような機能を持っていたのか、また中世における相伝系図は本当に衰退していったのかなどに留意しながら、中世における系譜意識の変化に

(3) 網野前掲書、初出一九八二年。

(4) 所領の相伝のような特定の権利が次世代に継承されていることをしめした系図であり、通常は縦の野線によって描かれる。そのため必ずしも親子関係をしめしているわけではない。その相伝系図に対するのが配分系図である。鎌倉時代では分割相続が一般的であり、それに伴い御家人役などの公事負担も分譲された所領の大きさに応じて配分されなければならない。そのことを図的にしめしたのが配分系図であり、横の野線で描かれる。つまり系図における横野線は、所領の分轄に伴う権利と負担の配分を示しており、必ずしも兄弟関係をしめしていない。

(5) 飯沼賢司「家の歴史を読む」(『日本史研究事典』集英社、一九九三年)

(6) 青山幹哉「中世系図学の試み」(義江明子編『日本家族史論集7 親族と祖先』吉川弘文館、二〇〇二年、初出一九九三年)、黒田日出男「『鎌倉遺文』と『系図』」(鎌倉遺文研究会編『鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、一九九九年)

について考察していきたい。

第二章 二神氏の概要と中世の二神島

中世後期に出現する二神島を本貫とする二神氏は、近世に入ると二神村の庄屋となる本島二神家と、風早郡柳原村の庄屋となる柳原二神家とに分かれた。また柳原二神家からは風早郡片山村に居を置いて松山藩に仕えた片山二神氏などに分かれ、本島二神氏からは忽那島本島の吉木村庄屋溝田氏の養子に入り二神氏を名乗った吉木二神氏が出でている。吉木二神氏は形こそ養子となっているが、実際には養子契約を結んだ庄屋株の売買であったと考えられる。そして中世二神氏に関する文書は、これら四つの家に残されている。

本島二神氏に所蔵されていた『二神家文書』がもっともボリュームが大きく、現在は日本常民文化研究所が所蔵している。中世文書は巻子立てで四巻に分けられており、そのうちの一・二巻の翻刻が、景浦勉編の『伊予史料集成 第五卷 大山積神社関係文書 付二神文書』(以下、『伊予史料集成 第五卷』) や『中島町誌史料集 改訂版』において紹介され、三・四巻については『歴史と民俗』創刊号で活字化された。

三・四巻については、先述のとおり二神島の行政に関する文書群であるが、一方で一・二巻は「自河野家感状并諸書附」と題され、所領の安堵状や書状を中心とするものである。内容的には二つの家の相伝文書が混ざっている。後述するように安永年間に本島二神氏の二神種章が二神氏の系図を作成しており、そのための資料として柳原二神家から片山二神家から借りてきたものが混ざっているのではないかと思われる。

『片山二神家文書』は松山大空襲によって現物を残していないが、東大資料編纂所に影写本が残され、これも『伊予史料集成 第五卷』と『中島町誌史料集 改訂版』にてその翻刻を見ることができる。内容は『二神家文書』と一体のものと思われ、ある時期に分割したと考えられるが、片山二神家に残さなければならぬような必然性は見当

ならない。なぜこのような形で相伝されたのか、今後の研究に課題である。

『柳原二神家文書』は、明治の頃に柳原二神氏から他家へ養子に出た西岡種憲氏が所持していた。現物は現在のところ不明になっているが、昭和十三年に景浦稚桃が筆写したものを二神俊一氏が所蔵している。その内訳は中世文書四通に近世文書が一通、そして「藤原氏元祖系図」と「豊田藤原氏子孫系図次第」の系図類が二点である。『四国中世史研究』第6号所収の福川一徳「伊予二神氏と二神文書」に、その翻刻が紹介されている⁽⁷⁾。この『柳原二神家文書』も『片山二神家文書』と同様に、一体の文書群の一部と考えられる。片山二神家の残ったもの的一部がさらに柳原二神家に残されたのだろうか。

吉木二神家は、中世に津和地島物申職であった溝田家の養子として入っているため、『吉木二神家文書』の中世文書はすべて溝田家へ伝わったものである。そのため中世の二神氏との直接の関係はないが、中世後期における二神島周辺の様相を窺い知ることができる好史料である。同文書は大正時代に東大史料編纂所が収集し、『中島町誌史料集 改訂版』に翻刻が収められている。

以後、『二神家文書』および『片山二神家文書』の文書番号については、『伊予史料集成 第五卷』のものを使い、『二神家文書』は「本〇〇〇号」、『片山二神家文書』は「片〇〇〇号」と表記する。また『伊予史料集成 第五卷』に収録されていない『二神家文書』の三・四巻は『歴史と民俗』創刊号のものを使用し、「本〇〇号」と表記する。『伊予史料集成 第五卷』の史料番号はすべて三桁であり、『歴史と民俗』所収のものはすべて二桁になっている。また『柳原家文書』は福川論文のものを使用し、「柳〇号」と表記する。

さて、次に二神氏が活動した二神島について、その中世の様相を概観しておきたい。二神島は中世において忽那七島のひとつであったとされている。忽那七島とは防予諸島のうち、愛媛県松山市に属する中島（忽那島）・睦月島・野忽那島・怒和島・津和地島・二神島と、山口県岩国市に属する柱島の七つの島を指しており、忽那氏によって開

(7) 福川一徳「伊予二神氏と二神文書」(『四国中世史研究』第六号、二〇〇一年)

発されたとされる。忽那氏とは忽那島を本貫とする武士であり、治承・寿永の乱においていち早く源氏に味方したことから本領を安堵され、忽那荘の地頭に補任されている。伊予国における数少ない本領安堵の家のひとつである⁽⁸⁾。

『忽那嶋開発記』や『忽那氏系図』などによれば、二神島は「松島」と呼ばれて、忽那氏の一流が一分地頭として知行していたとしている⁽⁹⁾。しかしこのことについては石野弥栄によって疑義が持たれている⁽¹⁰⁾。石野は根拠として、近世に成立した上記の『忽那嶋開発記』や『忽那氏系図』以外の、特に中世文書に「忽那七島」の概念を見ることができないこと、また忽那七島のひとつとされている津和地島が周防国であったことが『吾妻鏡』建久元年四月十九日条⁽¹¹⁾から確認できることなどから、「忽那七島」という概念は近世に創作された虚構だったのではないかとしている⁽¹²⁾。

しかし実際には「忽那七島」の語はすでに戦国初期には確認することができるため⁽¹³⁾、近世に創作された虚構とまでは言うことができないが、確かに柱島や津和地島が周防国であったことから、忽那七島のすべてが忽那氏によって開発されたわけではないことは間違いない。南北朝期において忽那氏は南朝方の有力武将として活躍しており、一時的にも忽那七島とされる島々を掌握していたのではないだろうか。そのことから逆に「忽那七島」が忽那氏によって開発されたという言

(8) 伊予国において本領安堵の地頭は、忽那氏と河野氏のみである。ただし河野氏は承久の乱において上皇方についたため、戦後は本貫の河野郷を没収され、幕府方として戦った河野通久の系統が同国石井郷の地頭として生き残った。

(9) 『忽那氏系図』には、忽那氏七代目の忽那重俊の子・助重の脇注に「松島地頭」とあり、『忽那嶋開発記』には松島の記載の脇に「初松島云、後改万世崇号二神」とある。

(10) 石野弥栄「中世武士団の移住から見た二神氏について」(『海の民ふたがみ』一四号、二〇一二年)

(11) 当条に造伊勢太神宮（内宮）役夫工米未済注文が記載されており、そこに「周防国 津和地 沙汰人行能相向使弁済畢」とある。このことから石野は津和地島を国衙領だったのではないかとしている。

(12) その他、柱島についても「鳥居大路文書」により、寿永三年頃に賀茂別雷神社領であったことが明らかにされている。

(13) 『吉木二神家文書』文龜元年(一五〇一)八月六日、今村通忠・村上吉重連署状など。

説が流布するようになったものと思われる。

では鎌倉時代における二神島は忽那氏によって開発されたのだろうか。先述の『大般若經』の元徳二年（一三三〇）年紀の奥書には、「於伊予国二神嶋浦御堂之写了」とあり、この安養寺（浦御堂）が「伊予国」であったことが確認できる。そしてもし二神島が忽那荘であるなら、「伊予国忽那荘二神島」と書かれたであろう。荘園名などの記載がないことから、国衙領か守護領だったのではないかと推測される⁽¹⁴⁾。

中世後期になると二神島の領主として二神氏が出現する。二神氏は長門国豊田郡の開発領主である豊田氏の一流とされ、同国の厚東氏や周防国の大内氏とならんと、防長の三名族と呼ばれている。鎌倉時代に同氏が地頭に補任された形跡はないものの、長門国守護（長門探題）となった金沢流北条氏の被官となり⁽¹⁵⁾、金沢流北条氏が鎮西探題になるとともに豊田氏もその引付衆として名を列ねている⁽¹⁶⁾。金沢流北条氏は伊予国久米郡（現在の松山市久米地区）の地頭であったとも考えられており⁽¹⁷⁾、久米地区には現在でも豊田姓が多い。また南北朝期になると、久米郡に隣接する浮穴郡荏原郷の地頭であった土岐氏の被官となった者もいたようで、土岐氏の本領である美濃国に所領を得ている⁽¹⁸⁾。室町期において伊予国の守護であった河野氏の家譜である『予章記』によれば、貞治六年・正平廿二年（一三六七）に河野家の被官となつたという。その後、風早郡栗井郷に所領を得て、河野家中では現松山市北条地区を管轄する「難波衆」として編成されている⁽¹⁹⁾。また島内において二神氏がどのような立場にあったのかについてあまりよく分かっていない。

二神氏については『二神家文書（二神司朗家文書）』が伝わっており、中世文書は巻子として四巻にまとめられているが、そのうち三・四巻

(14) 二神島の開発伝承のある古い家のなかには栃木県に圧倒的に多い名字の方が数件あり、鎌倉期における守護宇都宮氏との関連が推測される。

(15) 『鎌倉遺文』三一一三号、三一一七号など

(16) 『鎌倉遺文』二〇〇二七号、二〇〇二八号など

(17) 山内謙「鎌倉時代の久米郡と北条氏」（『伊予史談』二七〇号、一九八八年）参照

(18) 岐阜県史 史料編 古代・中世1「立政寺文書」五二号文書

(19) 『南行雜錄』「河野彈正少弼通直御下衆少々記焉

が二神島の行政に関する文書であり、当島の内部構造や支配構造を知る手がかりを与えてくれ、網野善彦によって分析されている⁽²⁰⁾。

網野の分析によると、まず二神島は「浦」と呼ばれる地域と、「泊」と呼ばれる地域に大きく分けられ⁽²¹⁾、それぞれに三つの名田があった。計六つの名のうち、「浦」のほうでは種長名・ともひら名・七郎左衛門名の三つが確認できるが、「泊」のほうは史料がないため名田名を確認することができない。ただし上記の三つの名田名が固有名詞化されていたかどうかは怪しい。というのも種長名は、種長署名の文書で「自名種長」などと書かれているためである。つまり「〇〇名」と言った場合、地名ではなく現名主の名前のため種長名と呼ばれていた可能性が高い。ちなみに種長という人物について網野は、同じ史料内に「二神殿」とあることから、二神家当主はこの「二神殿」であり、種長は「二神殿」の近親ではないかとしている。たしかに二神氏の通字である「種」を使っていることから、確証は得られないものの、二神氏の人物の可能性は高いと思われる。

また網野は『二神家文書』三巻のうち「安養寺領之事」と題された文書から、「二神殿」の家子衆として、七人の人物が給田を与えられていたことを確認している⁽²²⁾。七名のうち居屋敷が確認できるのは三名であり、それぞれ「はま」「小泊」「むかい」の三ヶ所である。「小泊」「むかい」は現在の集落区分である「小泊」と「向井」であろう。すると「はま」は「脇之浜」である可能性が高い。のことから現在の集落区分が戦国期にまでさかのぼり、またそれぞれの集落に家子衆が配されていたものと思われる。

また「二神嶋夫錢・年貢錢等注文」によると、「浦」で徵収された夫錢と秋年貢について、「二神殿」と「今岡殿」「村上殿」が2：1：1の比率で得分にしている。「村上殿」というのは、同文書に「のしまへ役人」とあることから、村上水軍として有名な能島村上氏であろ

(20) 網野善彦「伊予国二神島をめぐって」(『歴史と民俗』創刊号、一九八六年)

(21) 網野は浦・泊を集落と捉えているが、集落とは限らず、地域名と考えるべきであろう。

(22) 『二神家文書』三巻の四四号文書

う。また「今岡殿」は今岡水軍として鼻栗の瀬戸を扼する今岡氏であろう。この二氏と二神島との関わりについて示唆する興味深い史料がある。『吉木二神家文書』の文亀元年（一五〇一）における今岡通忠と村上吉重の連署下知状⁽²³⁾であり、忽那七島における溝田中務丞の物申職としての権益を犯してはならないという内容のものである。また永正三年（一五〇六）には同兩人から西之浦社（中島吉木の大神宮か）の社役を溝田中務丞が務め、津和地島物申職を安堵する旨の下知状⁽²⁴⁾が発給されており、今岡・村上の両名が河野家中において忽那七島を担当する奉行であったと考えられる⁽²⁵⁾。この今岡・村上の両氏は河野家中では「嶋衆」に属しており⁽²⁶⁾、伊予国における島嶼部を管領していたのだろう。

また同文書の永禄六年原兼重下知状によると、忽那大浦八幡宮の修理田のうち三反は今岡分となっており、忽那七島においてさまざまな形で奉行としての得分を得ていたものと思われる。二神島から徵収された夫銭・年貢の一部を今岡・村上の両氏が得ていたのも、両人の奉行としての得分だったと考えられるのである。また同じく『二神家文書』三巻の「二神嶋成物・節料等注文」では、「今岡・村上やく人へなす」とあるように、それぞれ役人を島に常駐させていたのだろう。

さて「二神嶋夫銭・年貢銭等注文」にもどると、夏年貢は「二神殿」に3石2斗5升の麦と「わり木」が90、「今岡殿」と「村上殿」には1斗2升5合の麦、そして「泊兵庫殿」⁽²⁷⁾には250文が渡されている。そして「泊兵庫」分は二神氏が150文を負担して、残りの100文を「浦」三名で等分に負担している。網野はこの「泊兵庫殿」を、「浦」を統括する種長に対して、「泊」を統括する二神氏の一族としている。しかし「泊」を統括している人物なら、なぜ二神氏や「浦」の各名から

(23) 文亀元年（一五〇一）八月六日今岡通忠・村上吉重連署状

(24) 永正三年（一五〇六）三月五日今岡通忠・村上吉重連署状

(25) 『中島町誌史料集 改訂版』では、永正三年の文書では発給者の名字はカッコ書きとなっているが、『愛媛県史 史料編 古代・中世』では諱の脇に小さく名字が付されている。

(26) 『南行雑録』「河野弾正少弼通直御下衆少々記焉」

(27) 網野は「泊兵庫」を「泊」地区を支配する二神家の一族

の年貢を受け取るのかについて説明ができない。二神氏の分家に兵庫助を官途とする家があるため、この「泊兵庫」も二神兵庫助であったと思われる。また次章で詳述するが、二神氏は二神島宇佐八幡宮の神主を務めており、神主としての活動では「泊」の名字を使用している。そのため「泊兵庫」への250文も、神主としての得分と考えるべきであろう。

第三章 中世の系図作成の方法と思想

『二神家文書』には系図類が残されているが、これらは近世二神氏としては七代目にあたる二神種章という人物によってまとめられた。種章は十八世紀後半の人物であり、各地に散在する二神家諸流と交流し、情報交換を行なって二神家の由緒をまとめていった。その背景には、二神村付きの由利島を松山藩が収公しようとしたことにある⁽²⁸⁾。由利島の由緒を調査するために、種章が広範に資料を集めていったことがきっかけである。

種章の成果は「豊田藤原氏子孫系図次第」(以後、「系図次第」として残されているが、これは藤原鎌足から始まり、慶応三年（一八六七）に逝去した種式の子息たちの代で終わっている。ただし二回、筆が変わっており、原初のものから書き足されていったと考えられる。原初の形態は織豊期の人物である通種・種範兄弟までであり、このあと通種の子であり近世二神氏の祖である家種から種章の子息の代までがひとつずつ筆跡、それ以後がもうひとつの筆跡となる。

『二神家文書』にはもうひとつの系図があり、「藤氏嫡流系図 案下豊田二神通範」の題箋が貼られている。この系図は天児屋根尊から始まり、鎌倉後期のところで一度間をおいて「豊田二神隼人佐藤原道範系図披閱之次彼道範望申之間藤氏嫡流系図染筆給之者也」と書かれ、そのあと一條殿下・鷹司殿・近衛殿下の三名の署名が並び、そのあと系図の続きが五摂家の家毎に単線で綴られ、どの家も天和・貞享

(28) 関口博巨「近世二神家と二神島」(『忽那諸島の歴史を訪ねて』松山市教育委員会、二〇一二年)

(一六八一～一六八八) 頃で終わっている。筆は種章のものと思われるが、こちらは豊田氏・二神氏に関する情報は含まれていない。

つまり、この「藤氏嫡流系図 案 下豊田二神通範」は戦国末期の人物である二神通範に宛てられ、それに加筆されたという形をとっている。筆跡はすべて種章のものであるため、加筆部分が種章によるものか、すでに加筆されていたものを種章が写したのかは不明である。隆家流藤原氏から豊田氏の系譜へとつづくところに、「系図次第」と矛盾するところがあるため、すべてを種章が作成したのではないことは明らかである。

この二つの系図は柳原二神家にも残されている。「系図次第」は通種・種範兄弟までとまっており、原初の形態で加筆されていない。『柳原二神家文書』は原本が残っていないが、おそらく種章が何部か作成したうちのひとつを贈呈したと考えられる。種章は系図作成のため、片山二神家や柳原二神家などから文書を借り受けていると考えられ、その返礼として系図を贈呈したのではないだろうか。

柳原二神家にはもうひとつの系図が残されている。「藤原氏元祖系図」と題され、前半は「藤氏嫡流系図 案 下豊田二神通範」と同じ内容であり、一條・鷹司・近衛の署名部分までが記述されている。後半は「系図次第」の豊田総領輔継からの内容と同じである。ただし「系図次第」とは異なる付帯情報があり、柳原二神家独自の調査によるものと考えられる。また戦国末期の二神通範以後は異なる内容となっている。

片山二神家にも「二神氏系図伝書略記」と題された系図があり、藤原道隆より始まって戦国末期の通種・種範兄弟までは本島版や柳原版と同じであるが、たくさんの付帯情報があり独自性を出している。また種範の子・種昌と種秀兄弟から柳原二神氏と片山二神氏とに分けて書かれており、文化年中の人物で終わっている。つまり文化年中に書かれたものであり、これも原本は「系図次第」だったと思われる。

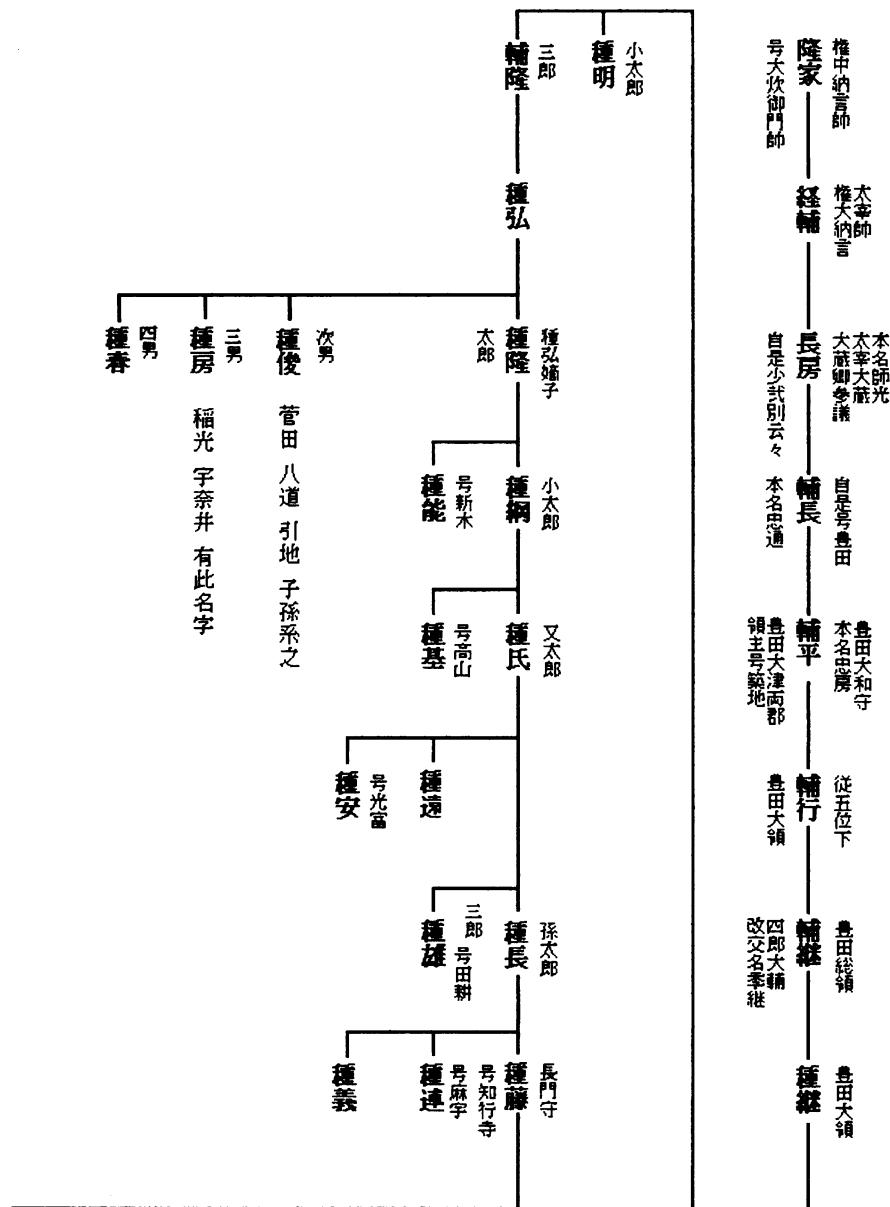
つまり二神種章によって作成された系図が、柳原二神家や片山二神家などに伝えられ、さらに手を加えられて新たに系図が作成されている。そこで原本である「系図次第」を分析することで、種章がどのよ

うな資料を参考にし、どのような規準で系図を作成したのかなどを検証していくことで、中世における二神家が系譜に関わる資料をどのように残してきたのかを明らかにし、そこから中世における二神氏の系譜意識を考察していきたい。ところで「系図次第」は四つの部分に分けられる。それぞれが性格を異にしており、それぞれA部～D部と呼ぶこととする。

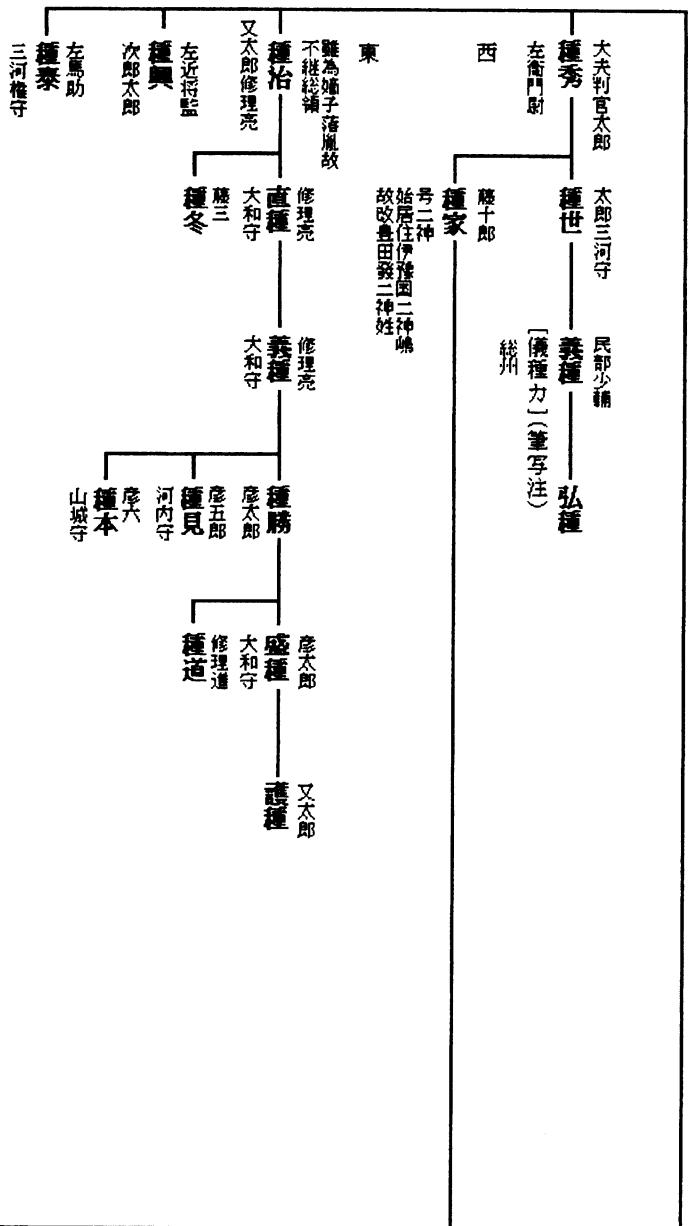
まずA部の範囲であるが、「氏祖大職冠鎌足」から、豊田家の祖となる藤原隆家の孫長房までである。この部分は「藤氏嫡流系図 案 下豊田二神通範」を参考にしていることが確認されるが、この「藤氏嫡流系図 案 下豊田二神通範」も『尊卑分脈』と内容が同じであり、同書を参考にしたのだろう。そしてここをA部とB部の繋ぎ目とするのは、隆家一経輔一長房と続いて、「自是号豊田」の注の入った輔長一輔平へとつながっているが、輔平の脇には「本名忠房」と注してある。これは長房以後のところから、それ以前の部分作成の参考資料とそれ以後の部分の参考資料とのあいだに内容のズレがあったためと考えられるからである。実際にA部作成の参考にしたと考えられる「藤氏嫡流系図 案 下豊田二神通範」では「長房一家信一忠房一資忠」となって「系図次第」と異なっており、輔平に当たる人物が忠房になっている。

『尊卑分脈』は南北朝時代の人物である洞院公定によって編纂された、諸家の系図を集成したものである。同書がどのような理由で作成されたものかは不明であるが、これは豊田氏や二神氏の手によって作成される系図とは、おおきく性格を異にしているため、分析の対象から外したい。A部から窺えるのは、豊田・二神氏が、その祖を藤原隆家に置いているということである。

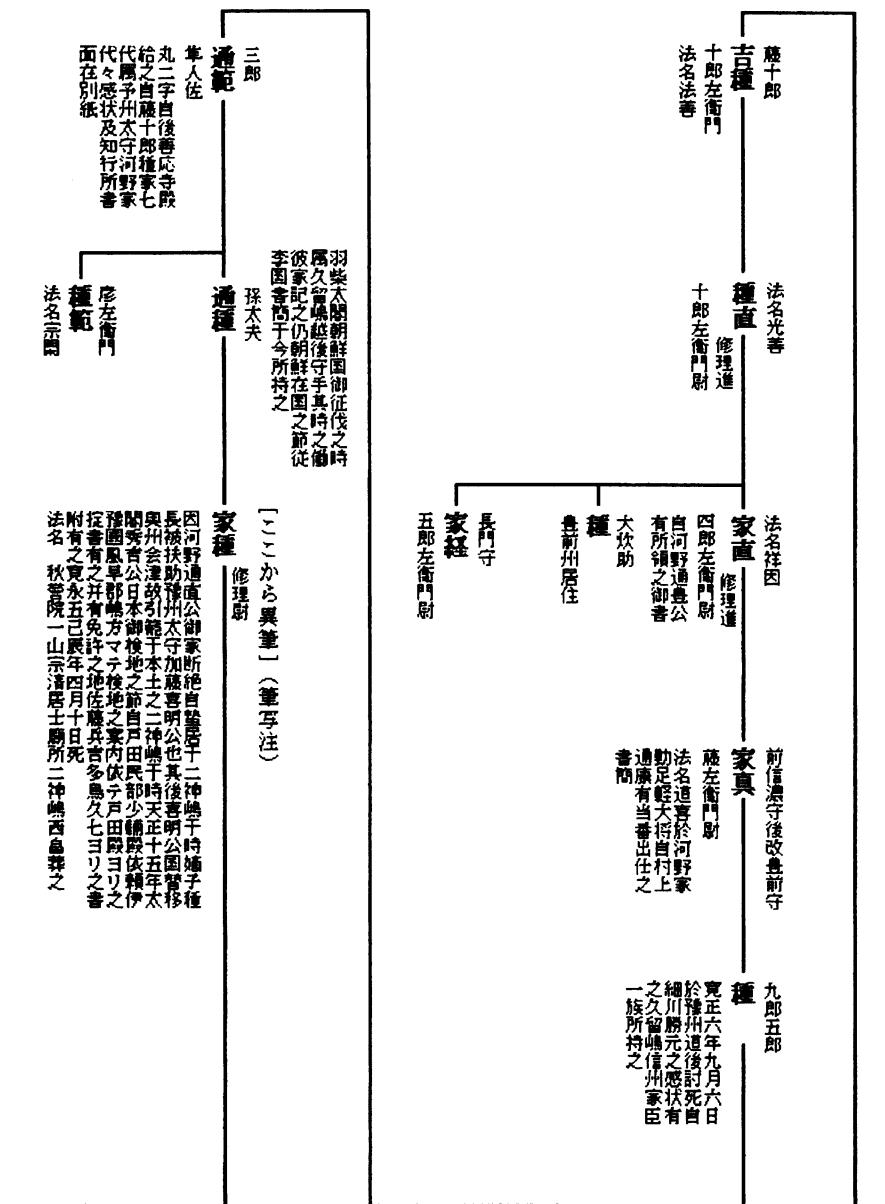
藤原隆家は関白藤原道隆の子で、太宰權帥に任官中の寛仁三年（一〇一九）、刀伊の入寇を撃退した人物である。肥前高木氏や肥後菊池氏なども隆家を祖としている。この肥後菊池氏については、『姓氏家系大辞典』の編者である太田亮が、藤原道隆の後裔中関白家に奉仕を重ねているうちに、みずからもその子孫だと主張して系図をととのえたのだろうと推測し、その後、志方正和がこれを証明している。これは豊田・二神家などについても同様のことが言えるかもしれない。



「豊田藤原氏子孫系図次第」(B郡)



「豊田藤原氏子孫系図次第」(C郡)



「豊田藤原氏子孫系図次第」(D 郡)

さて輔長よりB部になる豊田系図が始まるが、種藤以前と以降とで系図の様式に若干の変化が見られるため、種藤以前をB部、種藤以後をC部とすることができる。B部とC部に共通するのは、直系を軸とする縦の系図に、それぞれの代の子供に誰がいるかという情報（以後、子息情報と呼ぶ）を追加しているところである。ところがB部では子息の諱の傍注に「号〇〇」というように、知行地（名字）が付され、どのように分割相続されたかが分かるようになっているのに対し、C部では軸となる直系系図が二本になり、子息の名前には仮名や官途に関する情報は付されているものの、知行地に関する情報はない。

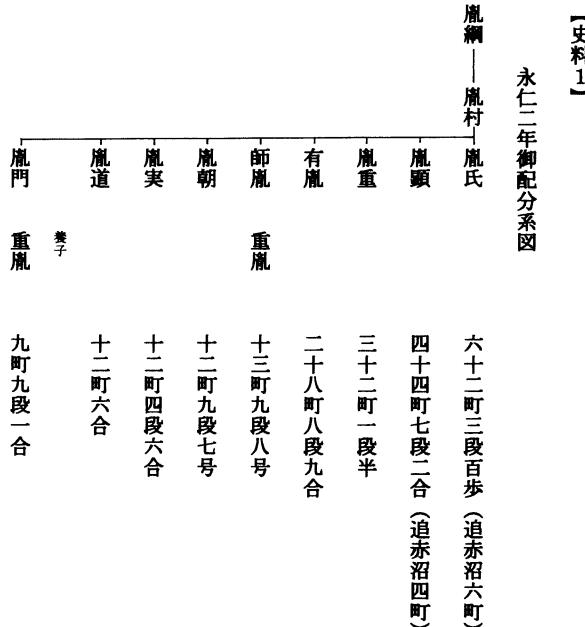
B部からC部への転換点にあたる豊田種藤は、『太平記（天正本）』「上野介時直長門探題降参の事」において、元弘三年（一三三三）、厚東入道宗西（武実）らとともに長門探題北条時直を討ち長門より追い出した人物として描かれ、鎌倉末期から南北朝期にかけての人物であるといえる。そのためB部の元となった系図は南北朝期に書かれたものだろう。系図作成の背景には豊田家本家による軍事動員権の確立があったのではないだろうか。

長門豊田氏は非地頭御家人であるため、幕府の地頭に対する公事徵収制度（軍事動員権を含む）である惣領制を持たない。したがって鎌倉幕府の制度では、豊田氏の分家に対する軍事動員権は守護にある。事実、東福寺の良覚の見聞記である『正慶乱離記（楠木合戦注文）』では、田耕豊田氏や光富豊田氏などが本家豊田氏とともに直接長門探題に動員されていたことが窺える⁽²⁹⁾。しかし幕府が滅亡して、本家豊田氏が地頭に任せられる身分⁽³⁰⁾になると、豊田氏の分家の諸将らは本家豊田氏の軍事動員権下に入ったと考えるべきだろう。その後、豊田氏の諸分家が観応の擾乱などで本家豊田氏と行動をともにしていることからも、本家豊田氏によって軍事的再編成が行われたといえるだろう⁽³¹⁾。

(29) 『正慶乱離記』正慶二年三月十一日条。討死人数注文ではあるが、「豊田手人々」と「タスキ（田耕）ノ三郎父子若党四十一人」や「光富ノ日野又太郎上下三人」というように、別項を立てて記載されていることから、別々の部隊であったことが確認される。

(30) 史料2参照。本拠である豊田郡の地頭にも任せられていると考えていいだろう。

惣領制をもつ武士団では、所領がどのように分割され、公事負担をどのように配分するかを明らかにするために作成される配分系図という形式がみられる⁽³²⁾。その典型的な例として『相馬文書』の相馬胤村所領配分系図（『鎌倉遺文』二四巻、一八六四〇号文書）がある。



- (31)『萩藩閥閥録（七一小野貞右衛門）』の觀応二年（一三五一）三月廿三日一色範氏軍忠状によると、光富城に立て籠もった豊田種本が、九州探題一色範氏に従う宗像資村に討たれている。觀応の擾乱において本家豊田氏とともに、足利直義。直冬方として戦ったということであろう。また山口県豊田町高山にある行伝寺の寺伝（『防長寺社由来 七」「栄長寺縁起』）によると、高山豊田種長は觀応三年に討ち死にしたという。これも觀応の擾乱での討死と考えられる。

また『豊田町史』はこの豊田種長を、「系図次第」で種藤の父種長に比定している。しかしこの種長は父種貞の菩提を弔うために、高山に行伝寺を建立していることから、豊田氏の分家である高山氏とみるべきだろう。また『片山二神家文書』で建武四年（一三三七）に種藤の子種治が安堵状を得ていることから、元弘の政変時における当主であった種藤は建武年中には亡くなっていた可能性が高い。そのため当時の種治も壮年期だったと思われる。種藤の父である種長を觀応三年（一三五二）に亡くなったとするのは、無理があるのではないだろうか。

- (32) 注(4)参照。

相馬胤村が胤綱から引き継いだ自らの所領を自分の子息たちに分譲した際に、公事の負担をどのように配分したかが分かるようになっている。「系図次第」B部では細かな田数は表示されていないが、田耕・菅田・八道・引地・稻光・宇奈井・新木・高山・光富など豊田郡内の諸将（庶子家）に対する軍事動員権を、本家豊田氏が既得権として持っていることを示しており、こうした惣領権の及ぶ範囲を示すために作成されたと言えるだろう。またこうした惣領権がどのように相伝されているのかを示すのが中心軸となる直系系図であり、既得権を誰から誰に相伝したかを示す相伝系図としても機能している。したがってB部は相伝系図と配分系図の複合型ということができるだろう。

「二神某ノ口上書」⁽³³⁾によれば、「則豊田之系図今ニ御座候」と、豊田系図が二神家に伝わっていたことが記載されている。内容は戦国時代の人物の口上であり、文体は近世のものであるため、事実であるとすれば戦国最末期の人物の晩年における口上を書き取ったのだろうか。登場人物である二神信濃守・同豊前守・同長門守の続柄が種章によって作成された「系図次第」のものと異なるため、種章以前から伝わったものであろう。現在の『二神家文書』のなかに豊田系図は伝わっていないが、近世のある時期までは二神家に伝わっていたと考えられ、それがB部の原系図となったと考えられる⁽³⁴⁾。

続いてC部になると、中心となる直系の軸は二本になる。西家と東家であるが、この二つの家が対等な関係にあったことは、応永十四年（一四〇七）の氷上山興隆寺の『一切経勧進帳』に東家の豊田大和守義種と、西家の豊田民部少輔儀種とがそれぞれ同額の一千疋を寄進していることから確認される。そのため東家と西家のあいだに、惣領と

(33) 同史料は菅菊太郎の「二神嶋の研究」（『伊予史談』七二号、一九三二年）において、「伊豫史談會の二神文書の内」として、その一部が引用されている。ここに言う「伊豫史談會の二神文書」が『二神家文書（二神司朗家文書）』から収集したものか、あるいはその他の二神家から収集したものなのか、はたまた二神家以外から収集した二神家関連文書という意味か確定することはできない。現在は現物も所在不明となっている。

(34) 一部、このB部において罫線の不自然な場所がある。それは種遠・種安兄弟のところであるが、B部の原系図を筆写する際に当主の名前を書き入れるのを忘れたのだろう。

庶子の関係はないといってもいいだろう。ただし「系図次第」では、東家の祖種治の脇に「雖為嫡子落胤之故、不継総領」と注され、両家が対等ではないかのような書き方をしている。落胤というのは、この場合庶出子という意味であろう。

さて東家と西家の情報量には偏りがあり、東家が六代まで書かれているのに対し、西家は四代しか書かれていません。また子息情報も、東家は詳細に記載されているが、西家のほうは二神系譜との分岐のみである。このことから東家と西家の系譜は、東家の系統の子孫が作ったものと思われる。また『片山二神家文書』のなかに東家の祖となる豊田種治に宛てられた安堵状（史料2）が残っているのも、種章が東家の子孫と接触していたためであり、東家の子孫がC部の資料提供者であったと考えられる。C部の原系図が東家によって作成されているのなら、なおさら「雖為嫡子落胤之故、不継総領」の注は後から書き加えられたと言える。

豊田氏が領していたのは豊田・大津両郡であるが、そのうちの豊田郡を西家の祖種秀が相続し、東家の祖種治が大津郡を相続したのではないだろうか⁽³⁵⁾。東家の祖である種治は、觀応の擾乱において長門国大津郡向津奥庄⁽³⁶⁾を占拠して兵糧米を徴収するなど⁽³⁷⁾、大津郡における活躍がめだっている。あながちこの推論は的外れというわけではないのではないだろうか。また庶子家はすべて豊田郡内に所領があり、西家が豊田郡を相続したとすれば、庶子家に対する惣領の地位を譲られたと考えられる。そのことが誤って伝えられ、東家は「不継惣領」とされたのかもしれない。

C部となり西家と東家の二本の直系系図になっているのは、これが配分系図だからだろうか。東西の両家が等分の負担をしていたことは、大内氏の菩提寺である興隆寺への寄進額からも窺える。つまり二本の

(35) 豊田郡からみると大津郡は北北東の方向ではある。居館の位置関係にもよるが、種治が東家とされたとしても間違いではない。また庶子家はすべて豊田郡内に所領があるため、郡別で分譲されたとすると、庶子家は豊田種秀を惣領として従つたのだろう。

(36) 向津具半島一体を荘域とする新日吉社領。

(37) 『妙法院文書』觀応三年七月廿七日足利尊氏御判御教書

直系系図は、両家が同格であることの表現であることが推測できよう。また興隆寺への寄進が両家別々に行われていることからも、両家が独立的に大内家の被官となっていたことが窺われ、公事の共同負担はなかったと考えられる。つまりC部は配分系図としての性格がなくなり、二本の相伝系図を組み合わせたものであるといえるだろう。

ところでC部の作成時期であるが、C部の原系図が配分系図として機能しているとすると、本家豊田氏が東西二家に分かれた時点にこそ作成されるべきであり、B部を元に代々書き足されたと考えるべきである。また応永十四年（一四〇七）に名前の見られる豊田大和守義種の三代あとで終わっている。原系図もここで途切れていますと考えていよいだろう。「二神某ノ口上書」にあるように、戦国時代の二神氏の所持していた「豊田之系図」は、二神家が豊田家から分派したころから持っていたようであるため、そこにはC部までは書き継がれていないはずである。のちに二神種章が豊田東家の子孫から入手したのだろう。C部がB部と大きく異なるところは、B部においては基本的には分割相続が前提とされており、子息情報は基本的にはそのまま配分系図となっていた。しかしC部では東西二家に分かれた以外には分割相続がなされた様子は見られない。東家のみをみると一本の直系系図に各代における子息の情報があるのみである。また直系系図から外れた子息については、それ以降の子孫についての情報はない。一本の直系系図に子息情報を加える形式は、D部においても踏襲されている。

相伝されなかつた子息たちが情報として系図に書き加えられるのは、彼らが長子に何かあったときの潜在的相続権をもつ得分親であり、相続しなかつたことを明確にするためではないだろうか。「系図次第」にみる「雖為嫡子落胤之故、不繼総領」の文言が、そうした意識の反映ではないだろうか。「系図次第」では東家と西家が同等に書かれている。同等であることを思わせるのは継続性であり、そのため強いて二神家へつながる西家を惣領であると記述しなければならなかつたと考えられるのである。

つづくD部は二神系譜である。形式はC部と同じで主軸となる系譜に子息情報が加えられたものである。ただしC部と異なるのは、脇注

に法名と文書情報が加わっていることである。文書情報とは、例えば家直の脇注にある「自河野通豊公有所領之御書」というような情報であり、『二神家文書』だけでなく、「自細川勝元之感状有之、久留嶋信州家臣一族所持之」というように他家の相伝文書も参考にしている。ただし寛正六年（一四六五）に討ち死にしたという脇注のある種□の父家真が、村上通康（一五一九～一五六七）より書簡を得たという脇注があり、この文書情報はあまり正確なものではない。また文書情報は系図の余白部分に書き込まれていることから、系図が作成されたのちに書き込まれたものと考えられる。つまり系図作成には『二神家文書』等の文書類は利用されていなかったのだろう。

D部は西家から分岐しているが、C部の原系図にはその分岐は記載されていなかったはずである。なぜなら西家の系譜はD部の分岐を除くと、一本の相伝系図になっており、子息情報などがほかに見られず、また二神家は伊予河野家に仕えており、公事の負担先において、二神氏は長門豊田氏と異なっていたためである。そのためD部は二神家によって作成されたものを、C部の原系図につなげたと考えられるのである。

さて、福川一徳は「系図次第」を分析し、「二神氏は、豊田郡司の豊田種弘以来、「種」の字を通字としているが、室町・戦国期には「家」の字を通字とする二神氏が系図に出現し、混乱を来している」と述べ、「両者の葛藤、融合を通じて、戦国末期の二神氏が誕生し」、「系図は正にその混乱を表現している」とした⁽³⁸⁾。確かに「種」の字の人物と「家」の字の人物とが混ざっており、系図作成において混乱が生じていると思われる。そこで次章では、『二神家文書』などから二神家の相伝の次第を復元し、「系図次第」との違いを比較し、系図作成する上でどのような資料が使われていたのか明らかにしたい。

(38) 福川前掲論文

第四章 中世二神氏における相伝系譜の復元

この章では二神氏の系譜意識を分析するため、『二神家文書』『片山二神家文書』『柳原二神家文書』『吉木二神家文書』などから中世における二神家の相伝系譜を復元する。こうした試みは、福川一徳もすでに「伊予二神氏と二神文書」⁽³⁹⁾において行っているが、「系図次第」を参照しており、中世文書のみからの復元ではない。系図からの情報を排除する形で、福川説を修正・捕捉しつつ復元を試みたい。

そこでまず注目されるのが、これらの文書のなかでもっとも古い年記の文書、建武四年八月三日足利尊氏下文写である。

【史料2】

下 豊田修理亮種治

可令早領知越前国主計保半分 長崎左衛門入道 事
跡

右以人為勲功之賞所宛行也、者任先例可致沙汰状如件、
建武四年八月三日

この史料は豊田種治が勲功の賞として、得宗家の内管領であった長崎円喜の旧領、越前国主計保半分、現在の福井市主計を与えられたという内容である。ただ一連の二神文書のなかでも突出して古いため、後世に何らかの形で写しとして入手した可能性は否定できないだろう。特に「系図次第」を作成した二神種章は、その作成のために調査を行なっており、その際に入手した可能性が高い。この豊田種治という人物は、長門国の豊田氏であったと推測され、これが伝来の文書であると仮定すれば、二神家が長門豊田氏の一流であることを示している。

ところでこの史料の写しが、愛媛県西条市にある綾延神社にも残されている。同神社の境内には二つの碑文⁽⁴⁰⁾が残されており、そのひと

(39) 福川前掲論文

(40) 本文は二神浩三「足利尊氏の下文」(『海の民ふたがみ』八号、二〇〇五年)に収録。

つである「綾延神社沿革略記」によると、元は墓辺社といい、延久五年（一〇七三）に源頼義が豊前の宇佐から八幡宮を勧請して合祀し八幡宮と称していたという。またもうひとつの碑文である「綾延神社旧社家豊田家顕彰碑」によれば、この神社の社家は豊田種治の後裔であると主張している。ただしこちらの写しも綾延神社の伝来文書であるかどうか不明であり、種治の後裔であるという主張が事実かどうかは分からぬ。この家では種治の次代以降は「義」の字を通字にしている。

二神氏・長門豊田氏・綾延神社社家豊田氏の三氏に共通するのが宇佐八幡宮との関係である。二神氏は二神島宇佐八幡宮をその氏神とするだけでなく、忽那島大浦八幡宮の神主職にも補任されていた⁽⁴¹⁾。長門豊田氏においても宇佐八幡宮より勧請ってきて、八幡宮を二社建立している。ひとつは文治三年（一一八七）に宇佐八幡宮から勧請した東八幡宮であり、もうひとつが建久二年（一一九一）に勧請した西八幡宮である⁽⁴²⁾。このように豊田氏と宇佐八幡宮との関係の深さから、長門国豊田郡は宇佐八幡宮の神領だったのではないかと推測される⁽⁴³⁾。

またこの三家のほかにも、豊前豊田氏も宇佐八幡宮と関係が深い。豊前豊田氏は同国宇佐郡西屋敷村の庄屋を務めていたが、その家伝によれば長門豊田氏の末裔であると称し、中世においては宇佐八幡宮の神宮寺である弥勒寺が領家であった豊前国向野庄を知行していたという。豊田氏と宇佐八幡宮との関係は、ただ氏神であるというだけでなく、神領経営において重要な役割を果たしていたと考えられるのである。そして綾延神社のような事例から、豊田氏は各地に宇佐八幡宮を勧請し、初穂料を宇佐八幡宮に納めていたと考えられる。二神氏もこうした形で二神島へ来島した可能性は充分に考えられる⁽⁴⁴⁾。

(41) 本二一五号

(42) 『豊田町史』「第三章 豊田氏の興亡」

(43) 豊田郡が宇佐八幡宮領であるとする仮説が正しいなら、勧請した時期が文治三年と建久二年と幕府草創期であることから、宇佐八幡宮は治承寿永の乱における恩賞として豊田郡が与えられたのであろうか。

(44) 網野は前掲書により勳功の賞によって二神島に何らかの職を得たと主張しているが、地頭ではない豊田氏に勳功の賞を与えられるのは守護であり、国を越えて勳功の賞を与えられたとは考えづらい。

ところで文治三年（一一八七）に長門国豊田郡において東八幡宮を建立したのは、当社の縁起によると豊田五郎季政である。一方、建久二年（一一九一）に西八幡宮を建立したのは、御神体裏書によると豊田郡司藤原種弘となっている。『豊田町史』などではこれを同一人物としているが、同一人物がこれほど短期間にいくつも八幡宮を勧請してくることは考えられず、別人物と考えるべきであろう。そして鎌倉初期の段階で、二つの豊田家が両立していたということである。この二つの豊田家が分家したものか、それとも全く別の系統かは不明である。また二神氏がどちらの系統かも判別できない。

さて二神島において豊田氏の存在を確認できるもっとも古い史料が、『吉木二神家文書』天授六年（一三八〇）の豊田氏・泊氏連署書状である。

【史料3】

当社者金輪勅印 二神□

龜森 嶋者忽那開基処

宇佐八幡宮出流恒例之神事祭礼之祠官參勤時ニ、仏祈念嶋中安全
諸旦那長久可為者也、

天授六 申年九月十四日
庚申

豊田道□源□
家 □ (花押)

神主 泊 新左衛門
家 次 (花押)

物申溝田中務大夫殿へ

これは二神島にある宇佐八幡宮の祭礼の際に、豊田家□と神主の泊家次が忽那七島の物申である溝田中務大夫に対し、島の安全と氏子の

長久について祈祷してもらうようお願いした文書である。「物申」とは祝詞などを奏することであり、溝田氏は祝詞を奏することを職としていたのだろう。神主の泊家次は、前章で述べた「泊兵庫」の先祖と考えられる。

この文書において後ろに署名している泊家次のほうが、豊田家□の上位者であると考えられる。そして後に述べるように、二神氏は後述するように代々「左衛門尉」を官途としていることから、泊家次は二神家の当主とみなすことができ、「泊」と「二神」は二重名字と考えられる。つまり紀伊国隅田庄における隅田一族が対外的に「隅田」の名字を使い、対内的には「高坊」や「葛原」などの名字を使っているように、対外的には「二神」の名字を使い、対内的には「泊」を使っているものと思われる。また二神惣領家の対内用名字が「豊田」ではなく「泊」であることは、豊田氏が泊氏の養子になるという形式をとつて神主職を得たのだろう。

もうひとつ重要なことは、この文書が南朝年号の「天授」を使っていることである。『安養寺蔵大般若經』第五九〇卷奥書には「于時貞和二年酉二月卅日 於二神嶋八幡宮御前修覆畢」と記載され、三十七年前には北朝年号が使われている。その後の延文六年（一三六一）という北朝年号の年記の入った奥書のある巻もいくつかみられ、この時期の二神島宇佐八幡宮の神主は北朝方であったことが確認される。そして一方、少なくとも一三五三年までには、長門豊田氏は足利直冬に従って南朝方に属し、大般若經が書写された貞和・延文頃は忽那氏などとも結んで四国中国地方で転戦していた時期に当たる。

のことから二神島は一三六一年から一三八〇年のあいだに南朝の傘下に入ったということであり、南朝方であった長門豊田氏はこの時期に二神島に来島したと考えられる。直冬党が二神島を抑え、その支配を強化するために、八幡宮の神主であった泊家を豊田氏の者に相続させたのだろう⁽⁴⁵⁾。「新」左衛門という名乗りも、そういう意味が込められていたのかもしれない。史料3において、ことさらに「嶋者忽那開基処」と書いていることからも、泊家次と忽那氏との関係の深さが読み取れるだろう。

次に確かな史料によって存在を確認できる二神氏は、『二神島安養寺蔵大般若経』の奥書にみられる「二神長門守家経」である。この人物の署名のある巻には年記が入っていないが、永享三年（一四三一）の年記のある二〇巻奥書にある「多□井家経」と同一人物と考えられる。史料3から半世紀が経っており、泊家次の孫くらいに当たるのではないかだろうか。「多□井」が何を指していかは不明である。

このように神主として泊氏を名乗るということは、もともとの神主が泊氏であり、のちに豊田氏が買得したということかもしれない。また『予章記』では二神十郎左衛門という人物が、貞治六年・正平廿二年（一三六七）に河野氏の被官となっているが、時期的に考えて泊家次は十郎左衛門の子に当たると思われる。

次に確認できる二神氏は、一四七九年から一五〇一年のあいだに『二神家文書』『片山二神家文書』『柳原二神家文書』などに見られる「二神四郎左衛門尉」である。この人物は資料によっては「二神左衛門四郎」⁽⁴⁶⁾「二神藤左衛門尉」⁽⁴⁷⁾「豊田藤左衛門尉」⁽⁴⁸⁾などと表記されている。「藤左衛門尉」とは、「藤原左衛門尉」という意味である。二神家経からさらに半世紀が経っており、世代としては家経の孫くらいに当たると思われる。次の史料は二神左衛門尉関係史料のうちのひとつである⁽⁴⁹⁾。

(45) 年号から豊田氏の来島を一三六一年から一三八〇年のあいだにまで絞ることができるが、そうすると大般若経の奥書にある元徳二年（一三三〇）の「二神嶋住人沙弥法善」は豊田氏ではなく、それ以前の泊氏の人物であると考えられる。

「系図次第」では、法名が法善とされている吉種という人物がいるが、たまたま同じ法名だったと思われる。むしろ吉種という諱から、来島村上家の被官となつた二神家の一流ではないかと考えられる。

通常、諱において通字は上に付けられる。ただし偏諱を賜った場合は賜った字を上に付け、通字を下に付ける。例えば甲斐武田氏の通字は「信」の字であるが、將軍義晴より「晴」の字の偏諱を賜って武田晴信と名乗る。そのため吉種の「吉」の字は偏諱と考えられ、村上氏の通字である「吉」の字だったと考えられる。

(46) 本二〇二号

(47) 本二〇五号、片302号

(48) 柳一号

(49) 片三〇二号

【史料 4】

二神豊前守一跡□□（所従？）之事、隼人佐相続不可有相違、同所領等之事任当知行之旨、可令領掌之状如件、

長享三年二月五日

刑部大輔（河野教通）

二神藤左衛門尉殿

これは河野教通安堵判物であるが、二神豊前守の跡を二神隼人佐が継いだという内容である。天文十五年（一五四六）にも「隼人佐」が「親父信濃守」の跡を継いでいることから、二神家では代々、家督を相続する以前は「隼人佐」の官途を名乗っていたのだろう。また史料 4 における隼人佐は藤左衛門尉と同一人物と考えられる。おそらく家督を相続して官途名を「左衛門尉」になったのだろう。のちの時代にも「左衛門尉」が現れることから、これも代々の官途であろう。そして晩年になると上国の受領名を名乗っていたと考えられる。福川は「藤左衛門尉家」と「左衛門尉家」と分けていたが、ひとつの家と解釈すべきだろう。

またこの左衛門尉と同時代に「二神式部丞」という人物が見られる。この人物は文明十八年（一四八六）に「二神道金入道跡目惣領職」を相続している人物である⁽⁵⁰⁾。この惣領職は河野家の奉行であった重見通昭が「色々六借敷」ことを言ってきたため、平岡房世の口添えを得て重見通昭より安堵を得たものである。惣領職であることから二神家の惣領家であり、四郎左衛門尉と同一人物ではないかと思われる⁽⁵¹⁾。重見通昭安堵状が発給された三年後に、史料 4 が発給されており、一旦、奉行より安堵される旨が通知されたのち、正式に河野氏から安堵状が発給されたと考えられる。

また史料 4 より二神左衛門尉の先代が二神豊前守であることが確認され、この二神豊前守は「道金入道」であったと思われる。そしてその先代が二神長門守家経だったのだろう。この二神左衛門尉は文明十一年（一四七九）に風早郡栗井郷内安岡名・友兼名・宮崎分が宛行

(50) 本二〇三号

(51) 本二〇四号

われているが⁽⁵²⁾、「任当知行之旨」とあることから、それ以前より二神氏が栗井郷へ進出していたということである。それが河野氏による新恩給与によるものか、買得・譲与などによって獲得したのかは不明である。

この栗井郷における所領が、永正十七年（一五二〇）には二神藤二郎（のちに二神左馬助）に譲与され⁽⁵³⁾、その後二神弥五郎（のちに二神兵庫助）が相続している⁽⁵⁴⁾。この二神藤二郎の系統は次の弥五郎以後、仮名は代々「弥五郎」を名乗っていることから、「弥五郎家」と呼ぶこととする。官途は藤二郎が「左馬助」になったあと、その子の初代弥五郎が「兵庫助」、二代目弥五郎が「左馬助」に任じられている。この人物に諱は、「種康」であったことが分かっている⁽⁵⁵⁾。また二神兵庫助は先述の永禄三年（一五六〇）の「二神嶋夫銭・年貢銭等注文」に見られる「泊兵庫」と考えられ、二神島宇佐八幡宮の神主職は弥五郎家に伝えられたと考えられる。

また、この弥五郎家は天文十四年（一五四五）に河野通直から河原分の一町が宛行われている⁽⁵⁶⁾。河原分とは中世において風早郡栗井郷内だったと考えられる現在の松山市栗井河原であろうか。この河原分は弥五郎が宛行われた三ヶ月後に、二神孫右衛門尉に宛行われている⁽⁵⁷⁾。孫右衛門尉宛ての安堵状は片山二神家の残されていることから、「左衛門尉家」の人物と考えられる。この同じ日に左衛門尉と兵庫助もそれぞれ安堵状を得ており、なんらかの調整が行われたのかもしれない。孫右衛門尉のその後の動向は不明である。このほか『二神家文書』には二神源三郎という人物があり、この人物が和氣郡久枝郷内友近名を知行していたが、この地はのちに弥五郎家が相続している。再び本家に戻ると、天文十四年（一五四五）には、忽那島の大浦八幡宮の神主職を安堵される二神左衛門尉が見られる⁽⁵⁸⁾。この人物は先の

(52) 本二〇一号

(53) 本二〇七号

(54) 本二一〇号

(55) 本二三四号

(56) 本二一二号

(57) 片三〇三号

藤左衛門尉から半世紀以上経っており、やはり先の藤左衛門尉の孫くらいに当たると考えられる。そしてその翌年には親父信濃守の跡を隼人佐が継いでおり⁽⁵⁹⁾、この隼人佐は豊前守となっている⁽⁶⁰⁾。この人物は栗井郷反役職を安堵されており、栗井郷にて下地を譲渡された弥五郎家に対して、本家は反銭徵収権を保持していたと思われる。この豊前守は弘治三年（一五五七）と考えられる文書⁽⁶¹⁾を最後に見られなくなり、受領名を官途にした人物は以後現れなくなる。

永禄十三年（一五七〇）になると、二神隼人佐の名が見える。隼人佐という官途から、左衛門尉家の人物であると思われるが、この人物は栗上分（栗井三分）を安堵されている⁽⁶²⁾。この栗井三分とは弥五郎家に伝えられた風早郡栗井郷内安岡名・友兼名・宮崎分のことと思われる。可能性は二つである。弥五郎家の所領が左衛門尉家に譲られたか、あるいは弥五郎家の人物が左衛門尉家を継承したかである。この隼人佐はのちに修理進になっており⁽⁶³⁾、受領名の官途は得ていない。「修理進」は弥五郎家の官途である「左馬助」や「兵庫助」と同等の位であり、後者の可能性が高い。また栗井三分は弥五郎家の主要な所領であり、それを他家に譲ったとは考えがたい。従ってこの隼人佐は弥五郎家の人物であると考えられる。ただし弥五郎家がなくなったわけではなく、「高山儀公分」という新たな所領を得て、天正十五年（一五八七）まで追跡することができる⁽⁶⁴⁾。また二神修理進も、同年までその名を見ることができる⁽⁶⁵⁾。

福川一徳は二神系譜における諱を分析して、「家」を通字とする系譜と「種」を通字とする系譜が混在しており、混乱をきたしていることを指摘し、この二つの家が葛藤、融合を通じて戦国末期の二神氏が

(58) 本二一五号

(59) 片三〇四号

(60) 本二一九号

(61) 本二〇六号

(62) 柳四号

(63) 本二三〇号

(64) 本二三一号

(65) 本二三九号

誕生したのだろうと推測している。「家」を通字とする系譜とは、第三章にて「家次」や「家経」などの人物の存在を確認した左衛門尉家であり、「種」を通字とする系譜とは「種康」の名が見られる弥五郎家であったと思われる。

次に見られる名前が亀松である。この人物は天正十二年（一五八四）に元服し、河野通直より新四郎の仮名が与えられている⁽⁶⁶⁾。その続柄は分からぬが、おそらく修理進の子息であり左衛門尉家の人物だったのではないだろうか。そして慶長十八年（一六一三）には二神村の庄屋としての姿が窺え⁽⁶⁷⁾、本島二神氏の祖となった人物であったと思われる。日本常民文化研究所による二神家墓地調査によって、その存在が確認された二神家種であろう。

以上、『二神家文書』『片山二神家文書』『柳原二神家文書』『吉木二神家文書』などから、代々の二神家（左衛門尉家）の当主を確認してきたが、ここまで流れを図式化すると、以下のようになる。

【図1】 32ページ参照

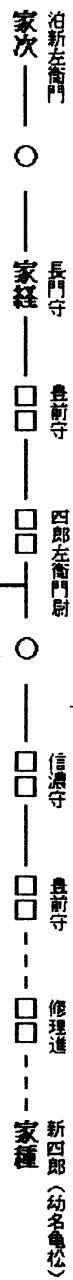
また「系図次第」における諱と仮名・法名の関係が正確であるとするなら、四郎左衛門は家直で、その前代の道金入道は家真に当たる。この情報を加えると図2のようになる。

【図2】 32ページ参照

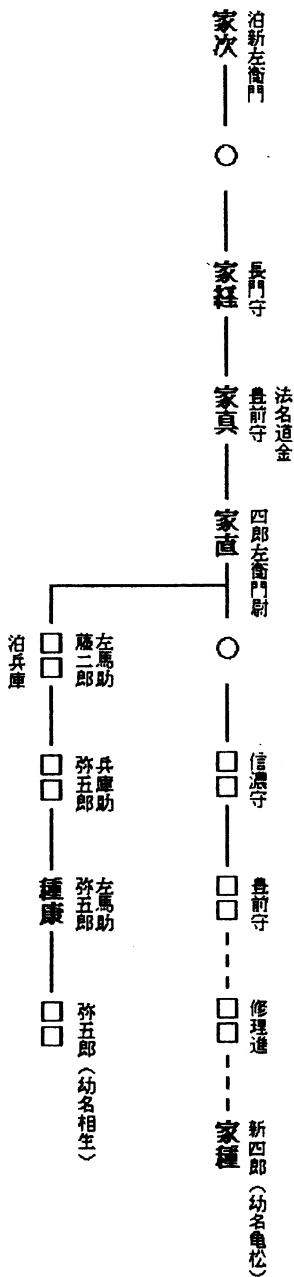
(66) 本二三三号

(67) 本二四〇号

【図1】二神家相伝系譜復元図1



【図2】二神家相伝系譜復元図2



第五章 おわりに

近世における二神家は、「家」の字を通字とする左衛門尉家と、「種」の字を通字とする弥五郎家が融合して成立した。しかし「系図次第」には、そうした事実が反映されていない。つまりD部の二神系譜はまったくの創作か、何らかの資料を参考にしたものか、続柄が分からなかつたかのどちらかだろう。

個々の人物の諱については、「種□」というように分からないままにしている箇所もあることから、人名についてなんらかの根拠があったと考えられる。二神系譜のみ法名が付されていることから、過去帳や位牌のようなものを参考にして作成されたのではないだろうか。過去帳や位牌は法要のためにつくられるものであり、基本的には法名と命日が分かれれば、個々の人物のあいだの続柄や死去年は必ずしも必要な情報ではなく、こうした情報が書き残されていないことが多いためである。

このように二神種章が作成した中世の二神系譜は、その内容について正確とは言いがたい。しかしその後、「系図次第」において書き継がれた部分、家種以降の系譜については墓石によっても裏付けられる正確なものである。そうしてこうした違いが生まれたのだろうか。柳田国男の『先祖の話』⁽⁶⁸⁾によると、一家を構えた者のみが（ときにはその一つ上の世代）が先祖となって祭祀の対象となり、それより上の世代は祀られなかったという。つまり中世二神家と近世二神家とのあいだに相伝される所領や権利が連続しておらず、二神家種によって近世二神氏の礎が築かれたため、家種以前の人物についてはもともと「系図次第」が作成されるまで先祖として祀られていなかつたと考えることができる。

ところで第二章で確認してきたように、B～D部はそれぞれ系図作成における思想というべきものが異なっていた。B部は惣領制の影響を強く受けつつ、相伝系図と配分系図を複合した形式であった。しか

(68) 柳田国男『先祖の話』(『柳田国男全集』一五巻、筑摩書房、一九九八年、初出一九五六年)

しC部になると配分系図としての性格が後退して相伝系図のみとなり、職の一子相伝を反映した系図、つまり各代における子息の情報は残して相続人と非相続人とを明確にする形式へと以降している。この形式は二神種章によって作成されたD部にも継承されている。つまり中世末期以後の系図は、本系図のD部のような形式が一般的になるのである。

柳田前掲書によると本家に従属する分家は独自に先祖棚を持たず本家の先祖を祀り、新たに別家を構えた者（柳田はこれを「別本家」と呼んでいる）は、自らが先祖となつていったという。つまり直系の相伝系譜は先祖となる人物の系譜にあたり、異なる先祖を祀る別本家の人々は系図から排除されたのだろう。

飯沼賢司は、相伝系図は徐々に衰退していく、父から子へという血の流れをたどる系譜意識が全面に現れるようになるとした。しかし「系図次第」で確認したように、本質は相伝系図のままであった。そもそも「父から子へという血の流れをたどる系譜意識」は、相伝系図と対立しない。飯沼のいう「血の論理」とは、相伝資格の問題であり、むしろ相伝系図を前提としていると言わねばならない。

ところで中国における族譜（宗譜）などでは、系図は系統樹的に書かれ、世代の高さを合わせている。世代の高さを合わせるのは同一世代における平等性と、世代間における上下関係を明確にするためであり、宗族内の内部秩序であるヒエラルキーを示している。そのため世代の高さを揃えることは中国では重要な意味をもっているが、「系図次第」では横罫線は世代間で高さがバラバラであり、そうしたことには全く興味をもっていなかつことが分かる。

また中国では宗族の規範を逸脱した者に対しては族譜から名前を削除するというサンクションを持っており⁽⁶⁹⁾、族譜自体が宗族名簿として機能している。このように中国の族譜はメンバーシップを確認するために作成されるものであるのに対し、日本における相伝系図は自らの相伝した権利を主張するためのものであるということができる。

「系図次第」など日本の系図にみられるのは相伝の系譜であり、そ

(69) 瀬川昌久『族譜—華南漢族の宗族・風水・移住』風響社、一九九六年

れが日本人の系譜意識を独特なものたらしめていると言える。相伝を系譜的に捉えるということは、そうすることによって相伝された権利が社会的に保障されるということであり、その背景には特殊な思想が背景にあると考えざるをえない。つまり中世以来、定形の文言となっている「重代の相伝たるによって」所領を安堵されるという思想である。この「重代相伝の論理」が日本社会に根強く存在したことが、日本人独自の系譜意識を生み出したものと考えられるのである。

— 萬井良大氏プロフィール —

1972年生まれ。日本中世史を専攻。2010年より日本常民文化研究所特別研究員として、同研究所による二神島調査に参加。2013年博士号（歴史民俗資料学・神奈川大学）を取得。

系譜・家紋紹介（No.15）

編集部

波田二神氏

才之原二神氏

はじめに

「系譜・家紋紹介」は、今回で第15回目となる。これまでに確認されている二神系譜は41系譜で、二神系譜研究会が創立されて14年目に入って来たが、まだ紹介されていない二神系譜の方が多くある。しかし、その中には系譜調査が終了している系譜や、一定の範囲系譜由来や墓地調査、過去帳調査などのフィールド調査が出来ている系譜もある。これまでに判明している系譜については、逐次二神系譜研究会のホームページで公開することにしているので、宜しくお願ひしたい。

今回紹介する二神氏系譜は、旧北条市で東方面の高縄山麓の山際地区、風早地方で最大の立岩川沿いにある、現在の松山市高田地区に江戸後期から庄屋職に就いてきた波田二神氏と、同じ立岩川沿い上流で



【波田、才之原地区】

隣村である、三百年前のご先祖の歴史が確認されている才之原二神氏の両系譜にスポットを当て紹介する。



【旧波田村中心地】



【現在の才之原中心地と立岩川】

波田二神氏

1. 波田二神氏の由来と原系譜の流れ

波田二神氏の由来について記録され、これまでに確認されているものに明治19年6月に作成された『當家元祖縁起祭仏略記録』と表書きのある「波田系譜図伝書略記」が伝わる。これは同系譜の菩提寺、宗昌寺に残るそれまでの過去帳からの情報と、同家に伝わって来た伝承記録を同年に改訂し再編集したものである。

「波田系譜図伝書略記」によれば同家の元祖は、鹿島城代だった二神豊前ノ守家臣、二神新四郎道佐となっている。

慶長5年（1601）関ヶ原合戦戦後処理の結果を受け、鹿島城主だった来島康親は豊後森への転封となる。この時、康親の重臣として来島氏を支えてきた二神一族は、主君の豊後森転封に同行した系譜と北条地区に残った系譜とに分かれた。北条辻村に帰農した辻二神系譜の一派で、文政8年（1825）藩命により波田庄村屋職に就いた系譜が「波田二神系譜」と呼ばれている。波田村とは、藩政時代、伊予国風早郡正岡郷地域7ヶ村の一つで、面積45町歩余りの小村である。

文政8年、この村の庄屋職に就いた辻二神系譜の二神氏は、二神幸左衛門の嫡子、二代目小右衛門茂信でここから波田二神氏系譜の歴史

が始まり、明治4年庄屋廃止まで代々庄屋職に就いてきた系譜である。波田村最後の庄屋、二神義之は明治14年6月、菩提寺宗昌寺の梵鐘建立に当たり寄付金5円を寄進。これにより代々、院号と居士、大姉戒名を授かったとの記録も「波田系譜図伝書略記」に残されている。

同系譜は今日まで約190年間に、宗家と分家の二系譜に広がり、明治初年、二神義之の義の一字を通字として今日まで代々名前に付けてきた。同系譜は現在、松山市内で発展を続けている。

波田二神分家系譜、二神義一家からの聞き取り調査

▼波田二神系譜に伝わる先祖書き『當家元祖縁起祭仏略記録』（明治19年戊戌6月改之親戚裏面にアリ）によれば、波田二神系譜の発祥について鹿島城主二神豊前ノ守家臣だった二神新四郎道佐を元祖とする系譜であることが菩提寺宗昌寺の過去帳に記録されています。二神豊前ノ守はその後豊後国に転国となり、それに伴い二神新四郎道佐は豊前ノ守には同行せず、帰農し、北条辻村で百姓として一族が発展していったと伝えられています。

▼波田二神系譜は二神新四郎道佐から二度分家・別家を行った系譜です。江戸時代後期に当家の元祖と伝えられる二神幸左衛門の嫡子で、二代目小右衛門茂信が波田村の庄屋役を申し付けられ移住したのは、文政8（1825）酉年だったと云われます。その後、小右衛門茂信の子、庫次郎－義之と庄屋を務め、幕末を迎えました。現在、波田二神系譜の初代二神幸左衛門から数えると七代目に移り、宗家と分家がそれぞれ発展しています。

▼波田二神系譜のご先祖である鹿島城主二神豊前ノ守家臣の二神新四郎道佐について、現在の御子孫の存在については殆ど知識と交流がありませんが、昔、波田の法事の時には辻町の二神家から一族の方が列席されていたと思います。

▼この事実から、北条辻には今も二神新四郎道佐に繋がる御子孫の方がおられるのではないかと思っています。時代が大きく動いている今の時代、調査研究活動はなかなか大変ですが出来るだけのご協力を来て行きたいと考えています。

▼また、波田二神系譜に「辻二神系譜の一流が、昔、立岩郷に庄屋職で転村して行った」との伝承が残っていますが、何時の時代なのか等詳しいことは不明です。(平成24.11.14 二神恵美子会員から聞き取りによる)

伊予國風早郡波田村

(『伊予国風早郡地誌』明治11年愛媛県発行より一部分抜粋)

本村往古” 風早郡正岡郷ノ属村ダリキ後チ何ツノ頃トナク郷名自ラ廃ス然レドモ始ヨリ村境変セス父村名改ムル事ナシ。

里程 県庁ヲ距ル斜北四里武拾武町近傍町村北条駅ヲ距ル東武拾武町神田村ヲ距ル西六町四拾七間寺谷村ヲ距ル北四町四拾八間八反地村ヲ距ル東九町拾間庄村ヲ距ル南拾壱町三拾四間。

字地 字清水ハ村ノ南方ニアリ東ハ寺谷村二界シ西南ハ桑谷山麓限り北字井手口ニ至ル東西拾五間南北壱町拾五間ノ地ヲ云フ。字林鼻ハ村ノ南方ニアリ東ハ字寶福及阿部ケ谷山脚ヲ限り西本溝二至ル北字寶福二接シ南寺谷村二界ス東西武拾間南北武町三拾間ノ地ヲ云フ。字寶福ハ村ノ東ニアリ東南ハ字林鼻及阿部ケ谷山脚二至リ北字土居ニ接シ西本溝二至ル東西武町七間南北四拾三間ノ地ヲ云フ。宇土居ハ村ノ東方ニアリ東ハ山字大下タニ接シ南字寶福二至ル西ハ本溝限り北神田村境二接ス東西壱町四拾武間南北五拾間ノ地ヲ云フ。字小原ハ村ノ東ニアリ東ハ字土居及神田村境二接シ西南字寶福及池田河原ニ界シ北神田村境二至ル東西武町拾七間南北壱町武拾武間ノ地ヲ云フ。

字波田河原ハ村ノ東方ニアリ東ハ本溝限り北ハ字小原ニ接ス西ハ波田川限り南字井手口ニ至ル東西壱町拾五間南北左拾五間ノ地ヲ云フ。字井手口ハ村ノ南方ニアリ東ハ字波田河原及本溝限り西南ハ波田川及桑谷山麓ニ至リ北波田河原ニ至ル東西三拾九間南北壱町三拾五間ノ地ヲ云フ。

(後略)

戸数 四十三戸

人数 四百七人

社 新宮社、国津比吉神社櫛玉比賣命神社

学校 波田学校公立村ノ東方三町五十八間字小原ニアリ生徒三拾人内男十五人、女五人内本村通学拾五人内男十二人女三人神田村拾二人男拾人女二五寺谷村男三人壱ヶ年校費概計金四拾円

民業 男農ヲ業トスル者四十三戸。女農ヲ業トスル者六十人。

2. 霊位調査

かつて、波田村にあった宗家墓地の墓石は現在、菩提寺、宗昌寺墓地に全て移転し初代、幸左衛門以降18靈の人物は同寺墓地で祀られている。また、宗昌寺の分家墓地に祀られている人物は5靈である。

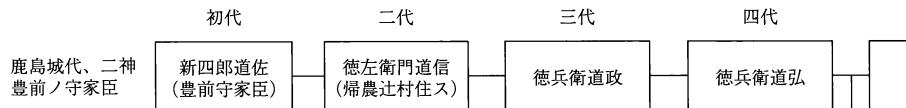
宗昌寺・二神義清家（宗家墓誌）

二神義徳家（分家祭佛記）

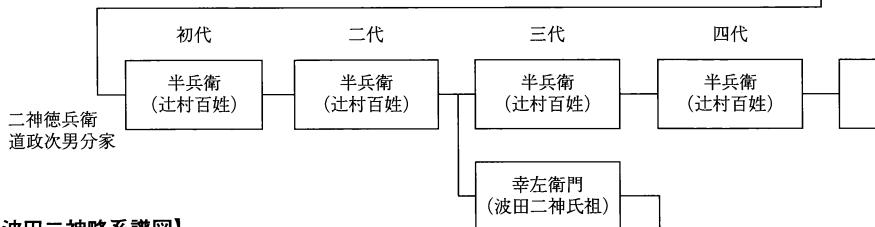
波田二神氏墓誌・祭佛記

	戒名	没年月日	俗名・続柄・その他の記録
1	法林院照道知徳居士	天明4辰年12月19日	幸左衛門・波田二神氏初代
2	貞鏡院照室智心大姉	文化元年子年9月3日	幸左衛門妻
3	花月童女	文化11酉年3月14日	幸左衛門娘
4	自性院天真道悦居士	天保8酉年10月28日	小右衛門茂信・庄屋辞世句
5	清雲院心月惠照大姉	文政11子年8月22日	小右衛門妻フサ
6	善応智迫大姉	天保6未年12月24日	小右衛門娘ギン
7	觀光智明童子	嘉永3戌年6月18日	庫次郎娘
8	梅園妙貞大姉	万延元申年正月13日	小右衛門娘サダ
9	無相智滅童子	明治4未年9月9日	義之伴俗名ナシ、生誕直後死去
10	禪心良智童子	明治13辰年旧11月25日	義之伴又一郎
11	壽徳院貫翁道教居士	明治19年6月29日	庫次郎
12	柔信院和冊貞松大姉	明治10年旧11月23日	庫次郎妻スエ
13	高嶺院禪機松雪居士	大正8年6月23日	量太郎義之 75才
14	清涼院白蓮貞乘大姉	大正10年8月5日	義之妻ミネ子 78才
15	神照院覺了義翁居士	昭和22年10月4日	義治 72才 宗家
16	神徳院慈室妙光大姉	昭和38年5月22日	義治妻コズエ 76才 宗家
17	玄林院妙法實道居士	昭和8年7月24日	義徳長男義明 25歳 分家
18	松風院新月妙光大姉	昭和8年8月25日	義徳長女ミネ子 23歳 分家
19	誠徳院圓眞義覺居士	昭和25年1月5日	義徳享年 70歳 分家
20	靈苗智芳童女宗家		
21	紫雲智健居士	平成23年6月26日	健太郎 享年42才 宗家
22	誠順院圓寿妙繁大姉	昭和51年7月3日	義徳妻繁代 享年90才 分家
23	誠信院善林義幹居士	昭和57年3月10日	義一 享年57才 分家

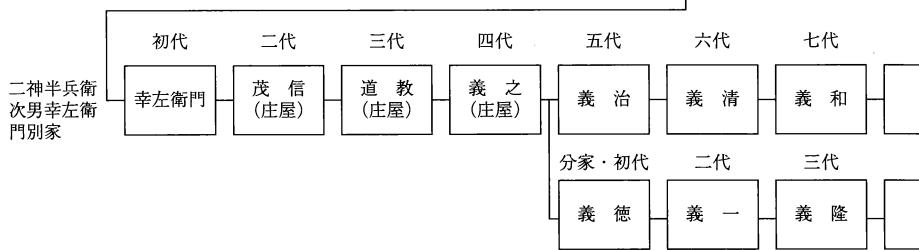
【風早辻二神略系譜・壹図】



【風早辻二神略系譜・弐図】



【波田二神略系譜図】



【波田二神氏宗家墓地】

3. 寺社調査

▼波田二神氏氏神

国津比古命神社

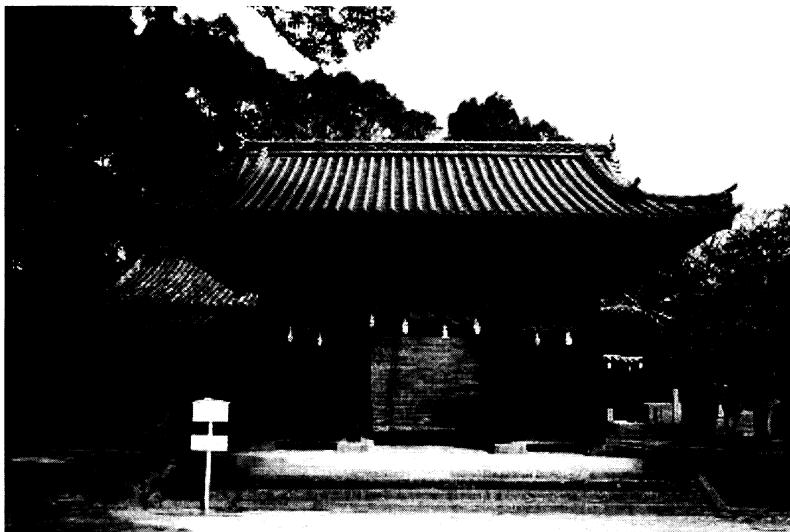
所在地松山市八反地一〇六

〔主祭神〕天照国照日子天火明、櫛玉饒速日尊

〔配神〕宇麻志麻治命譽田別命

〔由緒沿革〕国津比古命神社は、延喜式神名帳に所載の古社で、文徳天皇仁寿元年正月正六位上を授けられる。応神天皇の御代に、物部阿佐利が風早の国造に任せられて、饒速日尊、宇麻志摩遅命を祭祀せられた。物部氏、風早氏は氏神として尊崇し、神田、神器を奉獻され、社名は初め櫛玉饒速日命神社と称したが、阿佐利命を合祀して国津比古命神社と改めた。後に、頭目八幡宮とも称したが、中御門天皇の享保年中に旧号に復した。天正年間に戦火のため、社殿宝物を焼失したが、河野家が社殿を再建した。寛保元年に松平隱岐守は、毎年代官をして参拝する制度を定められた。

（『北条市誌』昭和56年3月26日北条市誌編纂会発行より）



【波田二神氏氏神、国津比古神社】

▼波田二神氏菩提寺

宗昌寺

所在地松山市八反地甲二五六

〔寺号・宗派〕集福山宗昌寺黄檗宗（禪宗）

〔本尊〕文殊菩薩（脇仏）伽藍神達磨大師

〔開基・沿革〕元弘元（1331）年に越智經孝の妻、宗昌禪尼が開基したと伝えられ開山は大虫禪師である。太虫禪師から二五世の洞室禪師までの344年間は禪宗大應派（現在の臨濟宗妙心寺派）に属した。

寛文12（1672）年松山藩主松平定長、定直が再興をはかり貞享元（1684）年別峯和尚の時、黄檗山万福寺の直末寺となり17世から今日に至っている。天明2年（1782）寺の記録によると宗昌寺末として安養寺（高田）地蔵堂（中西内）地蔵堂（八反地）阿弥陀堂（中西外）薬師堂（辻）の五カ所がみえている。

（『北条市誌』昭和56年3月26日北条市誌編纂会発行より）



【波田二神氏菩提寺・宗昌寺】

4. 家紋調査

【左三つ巴】

波田二神氏の家紋は「左三つ巴紋」である。「巴紋は、多くは神紋である」との定義がある。豊田氏、二神氏の信仰神である豊後国の宇佐神宮の神紋は「左三つ巴紋」である。

「波田二神氏の家紋が何時の時代に、どのような経緯で左三つ巴紋になったか」については現在の同系譜の御子孫の方々はご存じないとのことである。が、二神氏の信仰神は豊田氏の時代から「宇佐八幡信仰」と「妙見信仰」であった事は、会報第14号でも触れ、二神島の宇佐八幡神社や妙見神社について、二神島、の本島歴代宗家系譜の人物が取り組まれた手厚い信仰について報告されている。こうした二神氏の信仰が、二神島から伊予国本土の各地に広がって行った二神系譜にどのような形で伝承し、影響を与えて行ったのかについては定かではなく、二神系譜研究会で調査中である。

神紋の起源は、主として祭神に関する伝承や神職または有力な氏子の由緒に基づいて生れた。『安斎隨筆』に「駒絵・輪鋒・万子を神の紋とす」とあって、神紋ではこの三つが代表的なものであり、なかでも三つ巴の紋を神紋とする神社が圧倒的に多い。

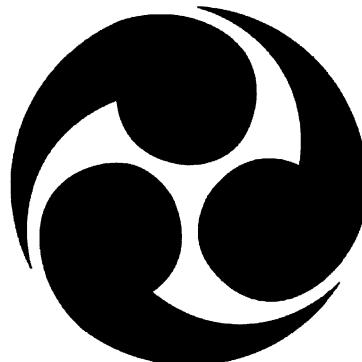
民俗学者の宮本常一は、三つ巴紋について次のように述べている「巴紋には魔や災いを防ぐ呪力があったと考えるが、これが武神として尊崇された八幡宮の神紋にもなっていて、武家の間にとくに尊ばれる紋となったのである。」「八幡宮の根源は宇佐であり、宇佐八幡の神紋は三つ巴である。そこから勧請され、造営された箱崎八幡宮、石清水八幡宮も同様。さらに石清水八幡宮から勧請された鎌倉の鶴岡八幡宮の神紋も三つ巴であった。」「鎌倉武士が守護地頭として各地へ下っていったとき、莊園や名田の鎮守神として八幡宮をまつことになるが、それらの多くも神紋を三つ巴にしている。」(「三つ巴紋」宮本常一『絵巻物に見る日本庶民生活誌』より)

文政8年(1825)、庄屋職の辞令がおりた波田二神氏二代目、二神小右衛門茂信に、正岡郷波田村に入村するにあたり重大な決意があったものと思われる。その一つが新しい家紋の選定だったのではなかろ

うか。家紋はその家の由来と決意を表すものである。波田二神氏家紋である「左三つ巴紋」の由来や二神氏の信仰が今日まで伝承していない事から仮定の域を出ないが、思い切った推察をすれば、それまでに小右衛門茂信家には豊田・二神氏の信仰の伝承があり、改めて波田村入村に当たり遠祖からの信仰神である、宇佐神宮等の加護を受けるため、巴紋を家紋にしたのではないかと考えることも出来る。宗昌寺墓地に眠る茂信の墓石には辞世句が刻まれているが、そこからその周辺の事情が読みとれるようにも感じられる。

波田村は神仏の里と云われるくらい全域に社寺が多く、村社である高田神社や氏神様である式内社の国津比古命神社も近い。

因みに二神氏諸系譜で神紋である「巴紋」を家紋にしている系譜は波田二神氏以外ではこれまでに確認されていない。



【波田二神氏・左三つ巴】

5.まとめ

波田二神氏の系譜調査を終えて見えて来たものや、諸事項について報告をしておきたい。

第一に、文政8年、波田二神氏二代目、二神小右衛門茂信がそれまで居住していた北条辻村から波田村の庄屋職として入村する事になった経緯と動機が現時点では不明であること。ただ、小右衛門茂信が入村する6年前の文政2年に、波田村組頭が差し替えとなっている記録がある。

波田村は立岩川下流域の村に位置し、昔から度々氾濫を繰り返す同川と周辺の治山、治水は、庄屋職に就く家にとって重要な任務の一つであった。この事と小右衛門茂信の入村とを繋げる資料はこれまでのところ未確認である。

第二に、二神小右衛門茂信が文政8年まで所属していた辻村百姓二神半兵衛系譜が今日どのようになっているのかである。系譜聞き取り調査であったように「昔、波田の法事の時には辻町の二神家から一族の方が列席されていたと思う」との証言もあり、引き続き調査の必要がある。

第三に、波田二神系譜の先祖書き『當家元祖縁起祭仏略記録』にある鹿島城主二神豊前ノ守家臣、二神新四郎道佐を元祖とする系譜が今日どのようになっているのか、引き続き調査の必要あり。

第四に、波田二神氏二代目で庄屋職を勤めた二神小右衛門茂信は辞世句を残している。辞世句の解読はなされていないが、家紋調査の項でも述べたようにこの句から読みとることの出来る小右衛門茂信の当時の心情や、周辺情報が見られる可能性が残されているかも知れない。このため辞世句の調査が求められる。

二神氏の信仰神、宇佐神宮の神紋「左三つ巴紋」を家紋に使用した動機と、同時に波田二神氏の信仰神仏について、さらに小右衛門茂信辞世句の調査の三項目である。

第五に、波田二神氏系譜の本家、分家以外への系譜発展可能性の調査の必要。

以上五点について今後の波田二神氏の系譜調査の課題として提起しておきたい。

才之原二神氏

1. 才之原二神氏の由来と経過

現在、才之原二神氏が居住する松山市才ノ原は旧北条市に属し、それ以前の藩政時代には風早郡正岡郷才之原村と呼ばれていた。才之原の地名の由来は定かではないが古くは「佐猪野原」と表現していたと云われる。が後に才之原となる（『新編温泉郡誌』大正5年3月15日発行）。また、「才ノ神が祭られていた原。また、サは狭いところ、イは井ですなわち、水路の意味とすると、狭い山間の川の流れている原、狭い山間の原とも考えられる」とある。（『北条市合併記念誌』平成16年11月発行）

一方、「サイ」「才」「歳」「賽」は境目を意味し「賽の河原」は三途の川のほとりにあり、この世とあの世の境目にある河原。「塞の神」（サイノカミ）といえば「道祖神」のことであり村々の境界に建てられ、村に邪悪が侵入するのを防御してくれる神様である。才之原は立岩郷と正岡郷の境目に立地していて、旧湯山村と才之原村が合併して才之原村となった。このような立地条件から村名が生まれたのかも知れない。因みに町名表示では旧北条市時代までは「才之原」と書いていたが松山市と合併した平成17年1月以降は「才ノ原」と表現している。

明治11年に発行された『伊予國風早郡地誌』には、当時の風早郡85ヶ村についてその疆域幅員管轄沿革里程地勢地味税地字地貢租、戸数人数山、溝、橋、道路、社学校、区務所名勝物産民業の21項目について詳しく記録され、当時の村々の様子がよく判る資料である。

それによれば才之原村については次のように報告されている。各項目の内で本稿に関係する、里程、字地、戸数、人数、社、学校、区務所、物産、民業の九項目のみ紹介する。

才之原村は元々正岡郷に属し、湯山村と才之原村と二つの村だったが何時ではなく正岡の名称が消えて両村が合同し才之原村になったとの事である。そして才之原村の中心地は字名古屋であることが判る。

この才之原の地に二神氏が住み始めた記録は明確ではないが、上記『伊予國風早郡地誌』によれば湯山村と才之原村が合同し才之原村と

なったとあり、後述する湯山二神家墓地調査の結果、旧湯山村に明治19年迄居住していた二神系譜の墓地から300年前の人物が確認されているので江戸中期には湯山村に二神氏が存在していたことが証明される。

『伊予國風早郡地誌』が編集された明治初年は「大区小区制」の時代で風早郡は殆どが大11大区となり才之原村は第5小区に編入され戸長が置かれた。そして才之原村の中心地は地誌に「字名古屋（宝郷、白津恵、三治山）ハ村ノ中央ニアリ……」と記述され「小区区務所村ノ中央字名古屋ノ内壱番地二神吉五郎持家ヲ仮用ス」と記録されている。つまり、才之原村の中心地、字名古屋1番地の建築物の所有者は二神吉五郎で、その建物を、明治政府の行政末端組織である第5小区才之原区務所として借用しているとする事実がここに記載されている。

以上の事から幕末、明治初年の才之原村には湯山村と才之原村にそれぞれ二神氏二系譜が存在していたことが判明した。明治新政府が樹立されると、それまでの公租制度が「年貢」中心から「地租」中心に変り、土地には一筆ごとに地番を付し地目、地籍、賃貸価格を定めた。いわゆる地租改正である。庄屋制度から改正された戸長は、地主総代から収穫の請書を提出させた。

二神吉五郎は、才之原村字名古屋1番地の建築物の所有者として明治9年に作成された勘順帳にも記載され、そこでの肩書きは「地主総代・二神吉五郎」となっている。才之原村の中心地に建物を所持し明治新政府の地籍制度、地租改正時代の公職である、地主総代としての重責を果たした人物である。

また、才之原村の氏神様である荒神社の狛犬は明治13年に献納されているが、その世話人に二神吉五郎が関係したことが台石に刻まれた人物名から判断できる。

ところがその二神吉五郎の足跡が、今日の才之原村から見えてこない。才之原村の中心地、字名古屋1番地の建築物の所有者で地主総代の職責を果たした二神吉五郎の系譜は、何処へ行ってしまったのか。これが大きな謎の一つである。

また、隣村の波田二神系譜に「波田二神氏のご先祖である北条辻二神系譜の分流が昔庄屋職で立岩郷に移住して行ったとの云い伝えが残っている」(波田二神系譜・二神恵美子さん)と、才之原二神氏の出自に関する伝承がある。

立岩郷には十二か村あるが、これまでの所、才之原村以外に二神氏の存在は確認されていない。従って、波田二神系譜の伝承に残る「庄屋職で立岩郷に移住して行ったと見られる系譜」とは、現存する湯山二神系譜の二神哲夫家系譜であるのか、あるいは幕末から明治初期に存在し、地主総代を務め、荒神社の世話人も務めた二神吉五郎系譜であるのか今後の調査が求められる。

因みに湯山系譜の二神哲夫家は、明治末期から大正の始めに掛けて才之原村の要職、区長職に就いていた二神豊次を輩出している系譜である。

伊予國風早郡才之原村（明治11年発行『伊予國風早郡地誌』より）

本村往古ハ風早郡正岡郷ニ属セシ所後チ何ツノ頃トナク郷名自ラ廢ス然シテ初メ湯ノ山才ノ原ノ両村タリキ是又何ツノ頃トナク合テ一村トナリオノ原村ノ名旧ニ依ル。

里程 県庁ヲ距ル北方五里弐町村ノ中央字名古屋旧里正宅地ヨリ起算ス近傍町村北条駅ヲ距ル東方壹里四町尾儀原村ヲ拒ル南方弐町拾弐間神田村ヲ距ル東方弐拾町弐拾八間瀧本村ヲ拒ル北方七町五拾九間猿川村ヲ距ル西拾三町三拾弐間。

字地（前略）字名古屋（宝郷、白津恵、三治山）ハ村ノ中央ニアリ東ハ猿川村及猿川原村ニ界シ西瀧本川二至ル南ハ宇治ケ谷山ニ接シ北立岩川及ヒ尾儀原村ニ至ル東西五町弐拾弐間南北五町四拾間ノ地ヲ云フ。字前川（東仙保、友国、久保、山ノ下）ハ村ノ西南ニアリ東ハ瀧本川ニ界シ西ハ神田村ニ隣ル南ハ籠田山ニ接シ北立岩川ヲ限ル東西八八町南北弐町三拾弐間ノ地ヲ云フ。字湯山（成留、四反地、立岩）

ハ村ノ西北ニアリ東湯山二接シ西立岩川及ヒ庄神田両村二界ス南ハ立岩川及ヒ籠田山限り北庄村二接ス東西九町三拾四間南北三町六間ノ地ヲ云フ。(後略)

戸数 四十二戸

人数 百九十二人

社 荒神社境内東西拾弐間南北拾間面積百弐拾四坪村ノ中央字名古屋ニアリ祭神大己貴命少彦名命明治九年五月村社二列ス例祭十月廿六日勧請年月不詳。

学校 花垣学校公立村ノ中央字名古屋名ニアリ生徒五拾三人内男三十二人、女二十一人内本村男拾人女拾一人尾儀原村男五人女五人滝本村男九人女三人猿川村男八人女壱人壱ヶ年校費概計金百三拾円

区務所 小区区務所村ノ中央字名古屋ノ内壱番地二神吉五郎持家ヲ仮用ス物産薪壱ヶ年出来高八円。

民業…男農ヲ業トスル者四十一戸。女農ヲ業トスル者五十九人。

才之原二神氏、湯山系譜から聞き取り調査

▼現在の才之原湯山系譜が湯山地区に居住していたのは明治19年迄で、友次の時代だった。友次は明治以前に隣村である猪木村の須崎家から養子として入籍。この年9月、この地方に襲来した大型台風により村中を流れる立岩川が氾濫、裏山の崩壊により自宅が押し流された為、この地での再建を断念。才之原村で湯山地区より平地面積の広い現在の名古屋地区へ移住した。

▼しかし名古屋へ移って二十年後の明治40年、今度は失火により家を焼失する事件が起こった。友次の跡を継いだ豊次の時代だった。その年の秋口に家の軒下に蜂が巣を作った。豊次の長男で五歳の清市は

この蜂を巣から燃り出す為、落ち葉などを集め点火。これが失火となり家を焼いてしまった。

▼二十年間に二度も自宅を失うという災難に見舞われた才之原湯山二神家だったが、大正時代に入り当主の豊次は才之原村区長を務めるなど、村の発展のためにも尽くしながら自家を再建した。長男清市も戦後、他の町村と合併して出来た立岩村村会議員の要職を務めるなどしている。名古屋地区に移って三軒目となる現在の才之原に建つ二神家の屋敷は昭和56年、当主の哲夫が建てたものである。

▼現在、墓地は名古屋の山に建立しているが、明治中期まで居住していた湯山にも墓地があり、お参りするにも山の中腹で梯子を掛けて登らなければならず危険なため、豊次夫婦と友次夫婦の二基のみ移転し、他の先祖墓は湯山墓地に残している。

▼これまで墓地調査はやっていない。従って先祖については五代前までしか判明していない。少しでもご先祖が判れば供養できるのでお願いしたい。(平成24年12月6日実施)

【平成24年11月26日・才之原二神氏湯山家当主二神哲夫氏からの聞き取りによる】

2. 墓地調査

*湯山二神家墓地調査

1. 才之原湯山二神家墓地は以前から湯山地区にあった。明治19年の台風大災害により名古屋地区に転居した後、墓地を名古屋地区に造営した。その際に湯山地区に建立していた友右衛門と友次の夫婦墓石を、名古屋墓地に移転した。
2. 現在、湯山墓地に残されている才之原二神家墓石の内、文字が確認できるのは9靈で、その他の墓石は一石五輪塔が3体、他は自然石による墓石が数個と見られる。(平成24年12月6日調査)
3. 昨年末に、それまでに残されていた湯山墓地の墓石を調査した結果13靈の戒名と没年月日が確認され調査の結果、判別できる最古墓石は、291年前の享保6年(1721)4月13日に没した覚月妙本信女であることが判明し、この時代に二神氏が才之原村湯山に存在して

いたことが証明された。

4. 墓地調査によって約300年前の墓石が発見された事実から考えると、江戸中期には湯山地区で二神氏が生活していたことになる。但し、これまでに墓石が発見された墓地は湯山村の墓地からである。
5. 湯山墓地の調査の結果、同墓地からは刻印文字が判読できるものと、一石五輪塔や自然石など文字が確認できない墓石数点が発見されている。文字が判読出来たものは全て調査表に掲載した。年代が確認出来る墓石の内で「世代渡り推定年数」で換算すると同家のご先祖はあと五代ばかり遡れる可能性が出ている。年号の刻印が無い一石五輪塔や自然石などが系図空白の「世代渡り推定年」周囲に該当する人物（系図欄？の人物）の可能性が高い。
6. 門明信士と妙雲信女は同じ墓石に戒名、没年月日などが刻印されていて夫婦であることが判る。但し没年月日が同じであることから、天災事故か何か他の事件、事故に遭遇した可能性がある。没年月日 安永4年（1775）11月24日にこの地方で何があったのかについて調べてみたところ、安永年間に才之原村中央を流れ氾濫を起こす立岩川の堤防改修工事に毎年のように地区住民を駆り出した記録が残されていた。風早郡内最大の川、立岩川氾濫に關係する災害記録によると門明信士夫妻の没年、安永4年には、風早郡九か村だけでも8,491人の普請夫が動員されている。明和7年より天明8年までの19年間で7万6千人、平均して毎年4千人の普請夫が動員されていた。当時の村々の人口からすれば途轍もない動員数である。河川の水量が減少する晚秋から冬季に掛けてが工事最適期間。門明信士夫妻の命日、旧暦11月24日は今日では12月下旬に該当する。想像するに門明信士夫妻は安永4年（1775）11月24日にこの立岩川堤防改修工事に動員され、その時現場で何かの大事故が発生し、関連して亡くなれたのではないかとも考えられる。

才之原二神氏・湯山家墓地（湯山、名古屋墓地）調査

	戒名	没年月日	俗名・続柄・その他の記録
1	覚月妙本信女	享保6年(1721)4月13日	湯山
2	一心覚正信士	延享5年(1748)1月1日	湯山
3	観空童子	宝暦12年(1762)4月29日	湯山
4	門明信士	安永4年(1775)11月24日	妙雲信女と同墓石 湯山
5	妙雲信女	安永4年(1775)11月24日	門明信士と同墓石 湯山
6	慈光信士	寛政4年(1792)3月12日	与八 湯山
7	智照童女	文政2年(1819)4月17日	カルヨ・誉右衛門子 湯山
8	心蓮妙月信女	天保3年(1832)6月14日	秋山道光信士と夫婦墓 湯山
9	智山童子	天保7年(1836)1月4日	倉吉・智玉童子と同墓石 湯山
10	智玉童子	天保8年(1837)9月10日	ヒサヨ・智山童子と同石 湯山
11	秋山道光信士	天保12年(1841)9月23日	心蓮妙月信女と夫婦墓 湯山
12	速到法源信士	弘化4年(1847)1月18日	友治 湯山
13	松壽法光信女	明治23年(1890)6月13日	ジン・友治妻 湯山
14	紫雲妙教信女	明治39年(1906)6月12日	豊吉・妻 名古屋
15	長岸豊壽信士	明治43年(1910)12月12日	豊吉(友次) 名古屋
16	春雪院清麗妙壽大姉	昭和18年(1943)5月4日	ショ72歳・豊次妻 名古屋
17	松雲院清道豊翁居士	昭和19年(1943)6月11日	豊次75歳 名古屋
18	信光院翁願清壽居士	昭和55年(1943)4月29日	清市78歳 名古屋
19	壽光院清室鏡華大姉	平成9年(1997)-月29日	カガ代93歳・清市妻 名古屋



【才之原二神氏湯山家墓地】

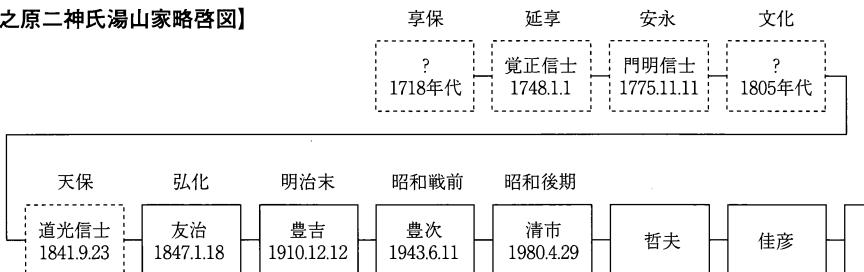
3. 位牌調査

才之原二神氏・湯山家位牌調査

	戒名	没年月日	俗名・続柄・その他記録
1	速到法源信士	弘化4年(1847)1月18日	友治
2	松壽法光信女	明治23年(1890)6月13日	ジン・友治妻
3	紫雲妙教信女	明治39年(1906)6月12日	豊吉・妻
4	長岸豊壽信士	明治43年(1910)12月12日	豊吉(友次)
5	春雪院清麗妙壽大姉	昭和18年(1943)5月4日	ショ72歳・豊次妻
6	松雲院清道豊翁居士	昭和19年(1943)6月11日	豊次75歳
7	信光院翁願清壽居士	昭和55年(1980)4月29日	清市78歳
8	壽光院清室鏡華大姉	平成9年(1997)5月29日	カガ代93歳・清市妻

- 上表は才之原二神氏・二神哲夫家位牌の調査記録である。歴代夫婦位牌で確認したところ、哲夫氏から確實に四代さかのぼれることができた。
- 墓地・位牌及び除籍謄本との照合調査の結果、哲夫氏の曾祖父、友次は生家須崎家から二神家に養子縁組み後、豊吉と改名している事が判明した。しかし改名の理由は不明である。
- 自系譜内に「先祖書き」「靈位記」「過去帳」などの伝承が無く、今後、系図空白の人物を調査するためには、菩提寺、蓮生寺に残されている過去帳との照合を行うことが求められる。同寺の過去帳等記録次第によってはさらにご先祖を遡ることが出来る可能性が残されている。

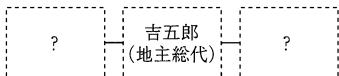
【才之原二神氏湯山家略啓図】



【参考】戒名、名前下の西暦日付は没年月日である。

【才之原・二神吉五郎家】

明治初年



【参考】二神吉五郎は明治6年の地租改正時、才之原村「地主総代」の要職に就いている。

また、明治13年、才之原村氏神、荒神社の狛犬建立に際し宮総代責任者として他の二宮、中村、松浦氏と共に献身し台石にその名が刻まれている。

4. 寺社調査

▼才之原二神氏氏神

荒神社

所在地松山市才之原名古屋500

〔主祭神〕大己貴命

〔配神〕素盞鳴命

〔由緒沿革〕上古の世に、大己貴命が、越智郡から山路を辿って当地に来て、神籬を立て、素盞鳴神を祭った靈地に、河野氏が社殿を創祀し、祭祀を興したと伝えられている。その後、承暦年中に河野氏が社殿を補修した。

〔祭事〕7月11日

〔氏子〕60戸



【才之原二神氏氏神、荒神社】

▼才之原二神氏菩提寺

蓮生寺

所在地松山市猿川原甲289

〔寺号・宗派〕青龍山蓮生寺真言宗醍醐派

〔本尊〕十一面觀世音菩薩脇仏不動明王地蔵菩薩

〔開基・沿革〕延長年間（923～930）真知親王が温泉入湯に来られた折、この「花垣の里」（猿川原）に一堂を建立して善弘寺と称した。後、蓮生寺と呼ばれるようになった。また、「伊予温故録」によると、「延長年間、真学僧正開基、正保二（1645）年状真これを中興」とある。



【才之原二神氏菩提寺・蓮生寺】

5. 家紋調査

【丸に五三の桐】

才之原二神氏湯山二神家家紋は「丸に五三の桐」である。

桐紋の歴史的経過や、家紋に採用した歴史上の系譜については次の通りである。

桐は中国では聖なる木とされている。鳳凰が桐の樹上で鳴くのは聖王の出現する瑞兆とされているからだ。想像上の靈鳥である鳳凰は竹の実しか食べない。ここから桐と竹と鳳凰が聖天子を象徴するようになったのである。

日本の天皇の御衣である黄櫨染の御袍に桐と竹や鳳凰の文様があるのはそのためだ。そして桐は鎌食時代の末ころまでに天皇家の紋章と

して定着した。因みに、菊が天皇家の紋章となるのも鎌倉時代初期に後鳥羽天皇がこれを使用されてからのことである。

元弘の乱で打倒鎌倉幕府の戦功をあげた足利高氏は、後醍醐天皇から御名尊治の「尊」の字を賜って尊氏と名を改めたが、そのとき桐紋の使用も許されたという。

金閣寺を建てた足利三代将軍義満は重臣の細川頼之に桐紋を与えた。銀閣寺を建てた八代義政は半井・石野・薬師寺の諸氏に、十二代義晴は大友・朽木・曾我の諸氏に、十三代義輝は武田・上杉・吉川の諸氏に、最後の十五代将軍義昭も織田信長に桐紋を与えていた。

秀吉は絢爛豪放な桃山文化を花咲かせたが、その権力を誇示するため、建築や工芸・美術品にやたらに「太閤桐」と呼ばれる桐紋を据えた。秀吉の築いた姫路・伏見・大坂城には瓦に桐紋があるし、優れた寺院建築に京都醍醐寺・豊國神社の唐門、高台寺・西本願寺の金具などがあるが、とくに秀吉夫人の北政所ゆかりの高台寺は、階梯や食券類にいたるまで見事な桐紋が見られる。

秀吉の死後、天下を掌握したのは徳川家康だが、朝廷が菊桐紋を下賜しようとしたとき、「わが家には葵紋があるので結構」と、断っている。

しかし、三百諸侯には桐紋を持つ大名が多かった。天皇から与えられたものでは毛利・牧野・宗氏など、足利氏からの下賜は上杉・有馬・小笠原・京極・織田・細川などの諸氏、豊臣氏からの拝領は十七氏を数える。その他『寛政重修諸家譜』には、四百七十三氏が桐紋を使用している。

桐紋は花の数で分類し、中の花茎に五花、両脇の花茎に三花あるのを「五三の桐」といい、中央に七花、両脇に五花あるものを「五七の桐」という。そのほか「五四の桐」「九七の桐」「七五三の桐」などもある。(実業之日本社刊『家紋知れば知るほど』より)

桐紋についての歴史的経過を見てきたが、湯山二神家がどのような経緯で桐紋を家紋と定めたのかについての伝承は残されていない。これまでの調査で桐紋を家紋としている二神系譜は、才之原二神氏湯山系譜が初めてである。



【才之原二神氏・丸に五三の桐】

6. まとめ

才之原二神氏の系譜調査を終えて見えて来たものや、諸事項について報告し確認しておきたい。

第一に、才之原二神氏湯山二神家の祖先は墓地調査の結果約300年前に同村に存在していたことが確認された。今後、菩提寺に残る過去帳、系譜伝承記録などの調査次第ではさらに数代遡れる可能性が残されている。

第二に、同時に「北条辻二神系譜の分流が昔庄屋職で立岩郷に移住して行ったとの波田二神氏系譜の云い伝え」の源泉確認と検証を行うことによって、才之原二神氏の出自に関するキーワードの情報が得られる可能性がある。

第三に、才之原二神氏の宗家と思われる二神吉五郎家系譜は何処へ行ったのか、との疑問である。

明治11年発行の『伊予國風早郡地誌』では、当時才ノ原村の区務所は「村ノ中央字名古屋ノ内壱番地二神吉五郎持家ヲ仮用ス」と記載されている。つまり明治初年に才ノ原村の区務所は村の中心地である名古屋の壱番地に有り、その建物の所有者は二神吉五郎であったと云うことである。

第四に、明治9年に編集された才ノ原村の畝順帳にこの二神吉五郎の名前と所有地が記録され、肩書きに「地主総代」と記載されている。

地主総代は当時の官職名であり、地籍制度を新設してゆく過程での要職であった。それでは二神吉五郎とは一体どのような人物であったのだろうか。そしてその後、子孫も含めて何処へ移って行ったのか。現在では才ノ原に居住する二神哲夫家以外には二神氏の存在が確認されて居らず、二神吉五郎が残していく足跡が現段階では発見されていない。名古屋墓地、菩提寺と見られる蓮生寺過去帳等の記録の調査が求められる。

第五に、湯山二神家の墓地調査で門明信士夫妻墓で没年月日が同じであることが判明し、その背景に立岩川の氾濫事故についての指摘を行ってきた。門明信士夫妻の没年月日が同じである墓石が他にも存在する可能性も残されており、今後の調査課題の一つである。立岩郷十二か村は、上流域、中流域とを抱えていて、下流域の正岡郷も含め、昔からこの流域に住むためには、周辺の治山、治水を考慮した村作り、地域作りをしなければならない宿命の土地であった。

天明8年（1788）9月、風早郡の大庄屋、改庄屋連名で郡奉行所に申し出した「天明八年立岩川水害普請ノ件」には当時の事情が詳細に述べられている。才之原二神氏の遠祖を辿る場合には、この地域の背景にある特殊事情を勘案した研究調査が必要と考える。

*以上五点について今後の才之原二神氏の系譜調査の課題として提起しておきたい。

会員さんからの投稿

やたかがみ あまでらすおおみかみ 八咫鏡と天照大神

溝田 孝一

私の起源はどこにあるのか、父方は藤原姓二神氏、中臣鎌足公から一代ずつ数えて小生は52代目、母方は藤原姓溝田氏、同様に49代目、年を重ねる都度、探究心に火がつき、この機会を有意義に利用してみたいと思います。鎌足公の誕生前の倭国はどのような生活環境だったのでしょう。



妻と松山にて

1 はじめに……八咫鏡



写真の鏡は、天照大神（実名 玉依姫、神格名 大日靈貴）が所有していたもの（平原遺跡より出土）です。伊勢神宮のと同じものと考えられ、近年では、明治天皇以外に誰も見たことが無く、是非、伊勢神宮の鏡を見てみたいもの。寸法は46.3～46.4cmで、2006年に国宝になっています。

さて、この鏡は「古事記」によると天照大神が手に鏡を持ち、天忍穗耳尊に授けて「我が御子、寶鏡を覗ること、正に猶（なお）我を見るが如くすべし。興（とも）に床を同じくし御殿を共にし、祭祀の鏡

とされよ」と授けた鏡と同じものと考えられます。こちらの鏡は、墳墓に眠っていた鏡で、文字や神獣などの図柄は無く、図象のみの青銅鏡。

伊勢神宮に安置されている鏡は本物かどうかも分かりません。理由として、内裏の火災による焼損（960年、980年、1005年）や安徳天皇と共に壇ノ浦に沈んだ説などがあり、平原遺跡から発掘された鏡は真に八咫鏡です。

2 日本の神話は、ここが起源

卑弥呼女王より100年以上も前に卑弥呼と同じような女王が既に、この世に現れていて、住んでいたのは伊都国。残念ながら文書がなく、名前すら分かりませんが、ここから発掘されるものは、日本最古、日本最大、日本最多、神話の世界が広がるのです。

西暦107年の条、「倭国王師升らが後漢に朝貢、生口160人を献じ請見願う」とあり、この時期が伊都国の最盛期で、王墓も伊都国内から4箇所発掘されています。その1つが平原遺跡から出土した女王の墓です。この出土品の殆どは、2006年に国宝となり、一時期、卑弥呼の墓ではと騒がれましたが、100年前後時代が古いという考古学者の見解が出ています。

西暦238年の条、魏志倭人伝のころの伊都国には、国王は居なかつたと思われます。住戸は千余戸で卑弥呼の占領下にあり、一大率を置いて諸国を検察、郡使（魏国）が往来し常に常駐するところで、且つ、諸国を治めるところとあります。何故、伊都国は古都となつたのでしょうか？。西暦170年頃の後漢書及び魏書には「倭國の大乱」とあります。この前後、伊都国の中はヤマトの地に移動、遷都（神武東征）した後で、邪馬壹国に占領されたと考えられます。卑弥呼は魏志倭人伝で有名ですが、伊都国女王の遺品、3種の神器も最上級で、一つの墓からこれだけの数と装飾品は現在のところ日本国内ではありません（2011年現在）。ヤマト王権が成立する前の出来事で、伊都国女王の墓を調査してみると以下の如くです。

3 伊都国内にある平原古墳、「実在した神話」 原田大六著書より

1965年1月、平原遺跡（福岡県糸島市）の農家の方が作業中に、土中から多数の銅鏡の破片を発見しました。福岡県は原田大六を調査主任とし、1号墓と2号墓とで発掘調査を開始。発掘費用は国費・県費各30万円、旭光学社長10万円、原田先生の私費30万円を追加しての限られた予算でした。



平原遺跡（福岡県糸島市）

1号墓は東西14m、南北10.5mの長方形の方形溝墓、墳丘の高さは2mから3m、占地は比高5mから10m位の丘稜上、中心部は長さ3m、幅90cmの割竹形木棺（日本最古）が埋葬されていました。副葬品の中には倭製、中国製の破碎した銅鏡片が多数あり、この破片を自費で復元し40面（先生は42面としています。）としました。一つの墳墓から出土した銅鏡の枚数としては日本最多（2011年現在）。発見して半年後に実在した神話の著書を世に出しましたが、先生にかなりな妨害が発表前後から在ったそうです。41年後の2006年に、1号墓出土品多数は国宝とされましたが、先生は1985年5月27日満68歳で他界されました。副葬品は3種の神器、鏡、剣、玉（日本最古の神器）で、副葬品

の多くは豪華な装飾品類と40枚の鏡、武器類が少ないので、埋葬者は女性と考えられています。

2号墓の中心部は長さ1.7m、幅46.5cmの竹割形木棺が東西方向に埋葬され、出土遺物から1号墓と同じ時期とされ、前漢鏡と推定される銅鏡2枚と破片が出土しました。

その他、注目されるところは、

1、墓の東側から直径約70cmの大柱跡、一の鳥居、二の鳥居跡が検出され、自然の山並みを利用して天体観測をし、太陽信仰に関係するもの（太陽を男神とし、女王を女神）、時刻、季節、神事、新年、農暦、夏至、冬至における太陽の蘇生を促がす太陽祭紀などの神話の世界が広がっています。

古代遺跡、エジプト、マヤ、マチュピチュにおいても東西南北を正確に合わせています。この遺跡も同じ理論が取り入れられ、天体観測遺構も発見され、ここが日本の起源と思わせるところです。

2、神明造りのモガリノミヤ遺跡もあり、この遺跡より新しい伊勢神宮にもあります。伊勢神宮の起源は、ここではないかと推測できます。原田先生の著書には鏡は全て粉碎してあったとあり、モガリの期間が長かったので突風などで破碎したのではないかとのこと。一説には、葬送儀礼のなかで意図的に割り、副葬する習慣があったとも言われています。古墳時代になると、破碎鏡の風習は下火となり、完形鏡副葬の時代になります。

3、最大の鏡は、内行花紋八葉鏡（倭製）といわれるもので5枚とも直径が46.5cmで、国内最大の鏡とのこと。平原古墳の鏡の種類は3種類、方格規矩四神鏡32枚、内行花文鏡7枚、四螭鏡1枚、特徴は同じ原型から造られた兄弟鏡が多いこと。内訳は超大型内行花文鏡5枚一組、方格規矩鏡6組、特に内行花紋八葉鏡は伊勢神宮にもほぼ同じ大きさのものがあります。

4、私は、これらの出土品から伊都国女王と思いますが、住居戸数千余りの村では、これだけの力が無いと思われます。卑弥呼の時代、邪馬壹国は伊都国の南にあり、世王有るも皆女王国に統属す

とあり、郡使が往来し常に駐在する所です。邪馬壹国は、ここに一大率を置き、諸国を検察していたと魏志倭人伝にあり、卑弥呼が生存していたこの時期は日食が2度も発生、247年3月24日日没時、248年9月5日日出時、台風など自然破壊も重なって不作になり、これを境に卑弥呼は太陽信仰からして殺され、太陽の沈むこの地に東西に向けて埋葬したことが考えられないでしょうか。時代は2世紀という考古学者の見解があり、これが事実なら初代神武天皇の祖先、天照大神の墳墓であるとの事です。

5、埋葬品の中に金印（写真）が発見されれば、卑弥呼の墓と確定されますが、現在のところ発見されていません。

6、東古墳には殉死者16体があり、倭人伝には奴婢百余人とあります。

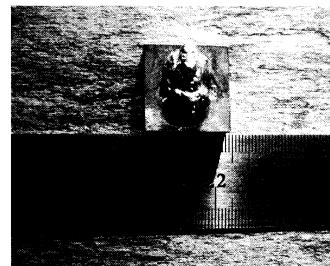
7、鏡は40面、内訳倭製5面出土、舶載

鏡35面（漢の国、宮廷直属の青銅器鋳造所の尚方作竟、陶氏作、長宣子孫銘、無銘1面に分かれます。）倭製は舶載の内向花紋鏡を模したもので5面出土しています。一説では40面の内、38面が伊都国で、渡来人や倭人が製作したものではという専門家の見方もあります。

8、中国の内向花文鏡を模倣した鏡が1面あり、径は27cm、この鏡に書いてある文字は漢字になっていません。文字を知らないためでは。倭製か舶載鏡か見分けるポイントとなっている。

9、魏志倭人伝の伝えるところでは、伊都国には代々王が居てとあります。これを裏付ける様に、伊都国には王墓がこの平原古墳以外にも三雲南小路、須玖岡本、井原鎧溝とあり、日本最古の3王墓がすでに発掘されています。時代は紀元前1世紀から西暦1世紀ごろのもの。正に神武の祖先の眠るところなり。

10、装身具の内、勾玉だけは大陸の影響を受けないで、日本独自の発達を遂げた品です。縄文文化に起源があり、弥生文化から古墳時代を経て奈良時代まで至り、北部九州の弥生文化で理想的形態



を生み出し、そのまま近畿の古墳に持ちこされています。

11、中山平次郎博士は、日本神話について、日本最古の歴史書は2つあり「古事記」は、天武天皇が発案し、太安万呂が筆録した。成立は712年であり、もう1つは「日本書紀」。舍人親王を中心となって完成させたもので成立は720年、書き出しが神話の生まれる時代（今から2,600年前）のことを書いていますが、ここには実年代との差が800年のあるとしています。

12、天照大神には5つの特質が備わっている。

- ①神としての太陽（日神）
- ②太陽を祭る者（日の司祭者）
- ③女神（大日靈貴）
- ④ご神体を八咫鏡とする。（日象鏡）
- ⑤天皇家の祖先神（皇祖神）

これらに関係するする事柄が、ここ平原遺跡にはあるとのこと。

13、古代人は、太陽の動きの常識を知らなかったようで、西に沈み、明朝、東から出て、夜の間は、どこに行っていたかと考えあげたのが「天の岩屋」でした。夜の間太陽は、岩屋にこもり、朝には岩屋を押し開いて出てくるものと考え、この行事が「日迎え」で、平原古墳の一の鳥居を観測点とする天体観測はそれでした。ここでの鏡は人の顔を見るものなく、4箇所の王墓から出土した鏡は全て凸で、光が当たると四方八方に放射され、太陽信仰の元がこの鏡にあります。

14、モガリの宮が伊勢神宮の神明造りの古式を留め、副葬品の大鏡が伊勢神宮の御神体である八咫鏡と同一鋳型の鋳造と考えられます。被葬者の埋葬方向が日向峠を向き、鳥居から逢排する日は、伊勢神宮の大祭日である神嘗祭に近いということはかなり密着しています。神話の領域は復元しようとする目標の要を掴むことで、そうすると謎の扉は開けられ証拠物件に生命は蘇るというのが、真実の史料です。

15、結論として、天孫降臨の聖地は伊都国で、高祖山が高千穂となつた理由は、太陽の妻である天照大神は、日向峠と結びつき、「古

事記」には天孫降臨の地は「ここは韓国に向かい、笠沙の岬まで真の道が通じて朝日によく射す国、夕日によく照る国」又、「筑紫の日向の高千穂の久士布流多氣」ともあります。

宮崎県の日向は東の太平洋に向かい、韓国には向いていません。伊都国には日向峠、くしふる岳（久士布流多氣）、笠沙岬も、そして天照大神の生誕の地である「筑紫の日向の橋の小戸（姪浜）」も現存しています。

本来は九州北部が伝説の地でしたが、政策上の都合で九州南部に移動したものとしています。【記・紀】を詳しく正確に分析し、原田大六先生ともお会いし、見事に伝説の地を解読した古田武彦先生の著書【盗まれた神話】にも眼を通して理解して頂きたいのです。

よって聖地である伊都国が日本国発祥の地と也。

16、各代女王の出現

女王の名	改革	年代	墓地
天照大神（大日靈貴）	神武東征	二世紀	平原弥生古墳
卑弥呼女王	崇神朝国家統一	三世紀	不明
神功皇后	朝鮮出兵	四世紀末	五社神古墳
推古天皇	仏教國教化	592～629	磯長山田陵
皇極天皇	大化の革新	642～645	越智崗上陵
齐明天皇	百濟救援軍	655～661	同上
持統天皇	藤原京遷都	686～697	檜隈大内陵

4 末尾に

平原弥生古墳の発掘により、今まで謎とされたところが、はっきりと見えてきました。その箇所は神武東征の経路として、宮崎高千穂の日向を出発。何故、わざわざ反対方向の筑紫の岡之水門（岡田宮）を経由するのか分からなかったのですが、伊都国が天孫降臨の地なら理解できます。この地からだと、岡田宮経由は避けて通れない通過地点

となります。一説には「記、紀」に従うと天孫降臨の地（聖地である伊都国の大向）と、神武東征の地（宮崎県日向）とは異なり、末弟の神武は若い頃、宮崎日向国に派遣され、ここで妻を娶り日向（宮崎）を出発、豊国の宇佐、筑紫の岡田宮、阿岐国の大ヶ理宮（7年滞在）、吉備の高島宮（8年滞在）と立ち寄りながら地方の豪族と会い、地固めをしながら東征したと考えられます。しかし、日本書紀には、筑紫の岡田宮がなく、日向から近畿とするとルートから外れ不合理なため削ったとしています。

「記、紀」には、深い霧があり解読不明な箇所があることも事実です。魏志倭人伝の3世紀の伊都国は1000戸余りの部落で世王有るも皆、卑弥呼女王國に統属す。となっている部分ですが、世王有った（発掘された王墓は紀元前1世紀ごろから2世紀ごろの三雲南小路、須久岡本、井原鑓溝、平原の4箇所）にしては、余りにも人口が減少しています。この本当の理由は、神武東征（神武の兄3人も含めて）の際、ここの部族を連れて一次、二次、三次と次々にヤマトに移動したことによるものと考えられます。この時代より遷都があり、伊都国は今日の奈良の飛鳥と同じ運命を辿ったようです。『日本書紀』の神武東征では、兄弟4名、内兄3人が戦死あるいは水死で業を成さず、末弟の神日本磐余彦（神武天皇）が征服したとし、『古事記』では兄弟2名で兄が戦死したとあります。『記、紀』にしても、紀元2世紀以前のことを8世紀にまとめたので、無理があります。更に云うなら、出雲平定にしても、「日本書紀」では3回派遣するが不成功、最後にタケミカヅチを派遣して平定したとされ、『古事記』では先遣は2回。8世紀になると大和朝廷の本籍はどこであるのか分からず神話の世界が生まれたのです。

そして、中国の「後漢書倭伝」に建武中元2年（西暦57年）の条、倭の委（伊都）の奴国、貢を奉って朝賀す。よって光武帝（西暦25-57）から贈られた金印、漢委奴国王刻印（現在は福岡市立博物館所蔵）ですが、何故、志賀島の叶崎の石室（壺の形状）から発見することになったかの理由は神武の兄3人が東征に際して、この金印は後漢から伊都の国王宛に頂いたもので、伊都国を跡にしなければならない今、先祖

の眠る想い出の地、出発地の志賀島に葬ったと考えられます。原田先生によると、海上権益を（海幸彦）掌握していた王が退位させられ賀島に葬ったとのこと。真実は金印のみが知るところです。

原田大六先生の著書『実在した神話』発掘のプロセスを拝読して感動しました。一度お会いしたかったと思い、今になっては惜しい気持ちで一杯です。考古学の極限はどれだけ復元する能力を備えることができるかにかかっています。先生には何か神がかりなところが備わっていた方であったと思われます。この部分は日々の努力の中から生まれたものでしょう。全ての研究、スポーツにおいても努力にプラスがないとトップにはなれない何かがこの世にあります。私もプラスを求めて邁進しなければなりません。

これを礎として邪馬壹国の卑弥呼女王の墓を再び探しに出かけることにします。

参考文献

- 「魏志倭人伝」 山尾幸久著・ 講談社
- 「実在した神話」 原田大六著・ (株)学生社
- 「考古学上より見たる神武天皇東征の実年代」 中山平次郎・ 九州大学医学部報
- 「西域史研究」 白鳥庫吉・ 岩波書店
- 「糸島平原遺跡の研究」 伊都国歴史博物館
- 「大鏡が映した世界」 伊都国歴史博物館
- 「日本神話の謎 瀧音能之」 (株)青春出版社
- 「常設展示図録」 伊都国歴史博物館
- 「魏志倭人伝」 宮内庁書陵部所蔵
- 「平原遺跡」 伊都国歴史博物館
- 「歴史人」 KKベストセラーズ
- 「紀要創刊及び第2号」 伊都国歴史博物館
- 「国宝福岡県平原方形周溝出土品図録」 伊都国歴史博物館
- 「倭人の海道一支国と伊都国」 伊都国歴史博物館
- 「海を越えたメッセージ」 伊都国歴史博物館
- 「日本史年表」 吉川弘文館
- 「盗まれた神話」 古田武彦・ 角川文庫
- 「邪馬台国はなかった」 古田武彦・ 朝日新聞社
- 「須玖岡本遺跡」 春日市教育委員会
- 「誰にも書けなかった邪馬台国」 村山健治

思うままに

二神 敏郎



島での釣り 2006.4.22

年こそは……」と、毎年、年の初めに思っています。

◆二神さん

昭和39年に北海道に来た当時は、殆どの方に「にかみさんですか？」とよく聞かれていましたが、今では多くの方に「ふたがみさん」と呼んでもらえるようになりました。

◆坂の上の雲

青春時代に司馬遼太郎著「坂の上の雲」を読んで、秘めている思いを求めて、昭和39年に札幌にきました。「北海道にはどうして（お好み焼き店）がないのだろう？」の思いで開業して46年。現在は21店舗になりました。しかし、自分の求めた「坂の上の雲」は、登れども登れども掴みきれない雲の上にあり、神様に「もうええかげんにせい」と言われているように思いました。すると、頭の中がスーと軽くなり事業継承に取り組んでいる今日この頃です。



お好み焼き「風月」札幌市内

病活と洒落にならない去年今年 あきよし

二神 亮郎

年が明けましたが、事の顛末と申しましょうか、吃驚仰天の話。

昨年（平成24年）9月26日、近所の「よもぎクリニック」にて健康診断を受けました。数日後、「よもぎクリニック」の水谷先先生より電話があり、

1. 「大腸がん検査結果…………要精検」
 2. 「前立線がん検査結果…………要精密検査」
 3. 「委託肺ガン検査結果…………精検不要」
1. 2の検査で、11月上旬、名古屋大学付属病院で掩査が始まりました。



①消化器内科・大宮先生

大腸ガンの検査は、ポリープの大きさ8mmくらい切除しましたが、ガン細胞は見つからず、「3年後また、来て下さい。」との診断。ありがとうございます。

②泌尿器科・藤田先生。

P S Aの値が「5.9」なので、疑いあり、検査入院にいろいろと、チェックしましょう。MR・CT・骨シンチ・心電図・採血数回・採尿。入院。

検査結果、泌尿器科・藤田先生、曰く

「前立腺ガンが1ヶ見つかりました。ただ、これは大した事ではありません。残念ですが、肺ガンが見つかりました。私の手に負えません……。すぐ、呼吸器内科に行って下さい。」…「えッ！ほんとですか……絶句。」

③呼吸器内科・伊藤先生。

CTの映像を見ながら「肺ガンです。しかも両方、2個あります。1個なら、1個取ればいいので、問題ないが困ったねえエー」

「なんですか、それは。どうすればいいのですか？」

「9月にはレントゲンで、異常はなかったのですが。」

「これは、レントゲンでは写りません」「肺ガン専門の先生に診てもらいましょう」

④呼吸器内科・長谷先生

「肺ガンです。もっと詳しく見るため、CTを1mmで撮りましょう。」

「家内が寝たきりで、パーキンソン病ですので、入院が出来ません。抗がん剤でも何でも飲みますから、家庭内で治療をする方法を考えられませんか？」

「現在の日本で100人の専門医が居たら、1人もそれが出来る人はいない、と思います。内科と外科と放射線科の三者が、協議をして決めます」

「私の手は離れます、外科へ行って相談して下さい」

「すぐ、予約を取って、MR(ガドリニウム)造影検査をして下さい」

⑤呼吸器外科・川口先生。

「これは手術以外に直す方法は有りません。片方は小さいので1～2年様子を見ましょう、先ず片方手術しましょう。2～3時間の手術で10日位の入院で済みます。3月にはやりましょう。」

⑥伴信太郎教授・総合内科（道子の主治医）

道子、「困ったことになりました」

先生、「何が、困ったの？聴きましょう。」

「良かったじゃないですか。早期発見ですから、手術すれば始りますよ。私の母はレントゲンで発見されたのですが、大きかったので手術後一年で他界しました。CTなら小さいものでも見つかりますから、よかった。よかった。完治しますよ。安心なさい。」

1月10日（木）

泌尿器科・藤田先生に「治療は後回しにして、先に肺ガンの手術を」お願いしました。先生も「それがいい。P S A 数値も 6.317ng／mlほど変化なし。次回は4月4日、肺の手術あとで結構です。」

呼吸器外科・川口先生、

「入院は2月27日、手術は3月1日で予定しましょう。10日退院です。」

「手術の方法は、来月13日のP E Tの結果を見て、14日に決めましょう」

「陽子線治療はどうなんですか？」「手術をして、まだ何か残っているとか再発とか、悪い場合はそちらとも連絡りますが、絶対大丈夫ですから……安心して、僕にまかせて下さい。」「それでは、先生にお任せします」

肺ガンの宣告を受けて1ヶ月経ったでしょうか。

体調は悪くないし、胸に違和感もない、自分でも「なぜ？」と思い。

寝耳に水とはこの事なりと、間違いであって欲しい、と思いつつでも、C Tの映像を見た時、「蜘蛛の巣状のガン組織」。アツ！ 見た瞬間！ 「これはガンだ」と頭に焼きついた。「写真を撮ろう」と次回には、カメラを持参したが、意趣味な写真になる。

自分の頭の中での映像だけで充分である。

僕の状態がどの程度の進行なのか。

誰も判らない……ゆっくり考える時間があるのか…ないのか……。

今、この時点で一番大切な事、一番よい方法はどうする事だろうか。余命は運命にお任せして、最善の手を打とう。道さんの病気の事もある。

子供たちへの負担は？ 申し訳ないが、迷惑を掛けよう。

医学・医術を信じよう。悪い物を取り除けば良くなるに決まっている。絶対に負けない。負ける訳がない。ゴルフは半年間お休みをして、体力回復後また、カムバックいたします。

下り坂 曲がり角にも 冬の月 あきよし

役員のつぶやき

さむらいロマン航海記

理事 二神 元信



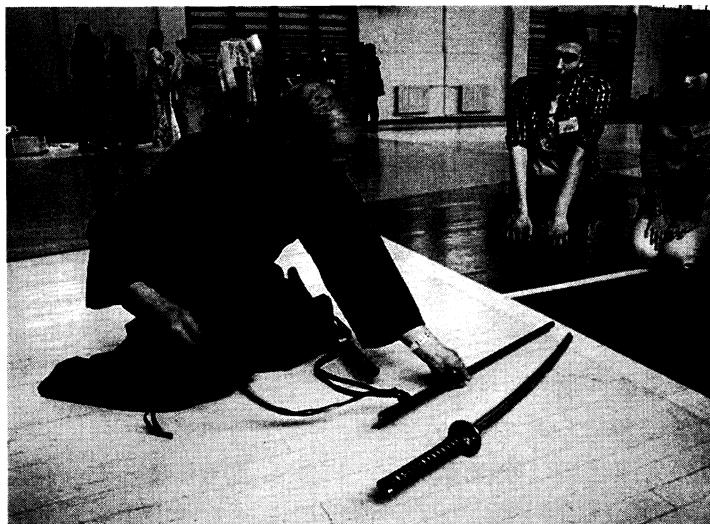
二神水軍衆の末裔かどうか、私は子供の頃から船が好きで図画の時間には、よく船の絵を描いていました。いつか船の旅をしたいものだとも思っていました。昨2012年、意を決して「えいっ」とばかり105日間地球一周の船旅（第75回ピースボート）に乗ってしました。1月24日に横浜港を出港し、東回りで各地に寄港しつつパナマ、スエズの両運河を通過し5月4日に帰港しました。航海では普段得がたい色々な見聞や体験をしました。ここに1～2紹介しましょう。

まんが・アニメ、着物、さむらい

寄港先では色々なオプショナル観光ツアーが設けられていますが、私は現地の人達との「交流ツアー」に多く参加しました。何も親善がどうのこうのと云うのではなく、次第によつては下手な現地ガイドよ

りも余程その土地の良い所を案内してくれるだろうという読みもあつたのです。ラバト（モロッコ）、バルセロナ（スペイン）、コンスタンツア（ルーマニア）では「日本語を学ぶ学生、若者との交流」に参加しました。今日諸外国の人達、なかでもこの方々は日本に並々ならぬ興味を持っています。「フジヤマ ゲイシャ」なぞというのは、はるか昔のこと、死語に等しい。現今は「まんが・アニメ、着物、さむらい」の3点が関心の的で、あこがれを持っています。その各々に實に詳しく述べて漫画の話ではこちらが知らないアイテムがあまた。「ワンピース」と言われても何のことか分かりませんでした。共通に知っていたのは「ドラエモン」位でした。一方「鉄腕アトム」まで遡っては、知らない様でした。船内で読むべく、乗船前に一冊50円で仕入れた古本まんが何冊かを交流のお土産に「あみだくじ」で当たった人にあげたところ、大喜びされました。ただ「鬼平犯科帳」、「ナニワ金融道」、「柳沢教授の…」等といった漫画だったので、彼彼女らに理解できるかどうか。

私は英信流の居合を少し学んでいましたので、船中での運動不足解消の為にと木刀一本と模擬刀一振りを持ち込んでいました。それでルーマニアの立派な体育施設で開催された交流会では自ら「さむらい



教室」を企画し居合を教えることにしました。交流会では女性が多かったのでそれほど習いには来ないだろうと思っていましたが、案に相違して女子学生がぞろぞろ押しかけて来、囲まれてしまいました。中には大学の先生が来られ、二人の学生が「武士道」についての論文を書いているので、二人にぜひ体験させてあげてくださいという申し出でもありました。「さむらい」はよほど魅力的な存在なのでしょう。船中、寄港地を問わず刀を見ると“さむらい”“さむらい”と言って話しかけられました。

着物の人気は相当なものです。4月1日にオデッサに寄港しましたが、たまたまその日はお祭りの日で、街を挙げてのパレードやイベントがあり屋台がならびにぎわっていました。祭りのあるを知っていたのかどうか、船客の中高年のおばさん達、高齢のおばあさん達は準備よろしく振り袖や訪問着に身を包み街へ、イベント会場へと繰り出しました。もう日本では外では着ることが許されない箪笥の奥に眠っていた派手な着物を引っ張り出してきて持参していたのでしょう。あとで聞いた話では着物を着ているだけで、街で次々声はかけられるは、もてるは。レストランではビールや飲み物はすべて無料であるまってくれるはで「夢のようだった」そうです。

当世海賊事情

スエズ運河を通過し紅海に入ると何となく緊張が感じられます。ジッダで給油し一日進むと警戒水域に入り船内はピリピリしてきます。マンデブ海峡が近づくと海賊対策のため夜間灯火管制が敷かれ、光が漏れないよう窓という窓は全て遮光材や器具で塞がれ、船客は日没から日の出まで甲板に出るのが禁止されます。違反してこっそり甲板に出、写真のフラッシュでも焚こうものなら船長に拘束され船倉に閉じ込められる憂き目にあう。近頃の海賊は最新鋭の武器を持っており、夜間光が見えようものなら遠慮なくバズーカ砲を打ち込んでくるとは海事担当の職員の話。夜間は30分毎にオフィサーが甲板を巡回し警戒に当たる。さらに危険水域に近づくと避難訓練がある。「山一川」の合言葉ではないが、あらかじめ決められた；この場合「ブラボータ

ンゴ」なるアナウンスが発せられると船客は直ちに各々の船室に戻り内側から施錠し、できれば窓から離れ、部屋の中央で静かに待機していなければなりません。マンデブ海峡を越えると、いよいよ海賊が跳梁するソマリア近海となる。ここでは客船や商船は6隻づつ2列の船隊（コンボイ）を組んで航行する形をとり、前後に護衛艦が付く。この状態はイエメンとソマリアの間を抜けオマーンに近づくまでの約3日間続く。決められた地点に達すると船隊は解かれ、護衛艦は今度は逆方向に向かう船隊の護衛の任に就くためにUターンをして去ってゆく。その際私達の船に近づき、多数の職員が甲板上から航海の無事を祈るよう手を振って去ってゆきます。こちらも手を振って感謝します。

しかし、実は最も危険なのは護衛艦が付く直前の、アラビア半島とアフリカを隔てる最も狭いマンデブ海峡付近、及び護衛艦が去った後なのです。近年海賊側は大型船に小さな高速艇を幾つか乗せインド近海にまで出張り、ここで高速艇を降ろし待ち構える作戦も採るようです。危険海域では船舶の通信はもちろんインターネットもすべて遮断される。通信は全て傍受されており位置を知られるのを防ぐためです。

海賊側、客船側双方の作戦は興味深い。攻める方（海賊）も守る方（客船）も昔ながらの古い手を使う（以外にない）。敵は先端に鉄の鉤が付いたおなじみのロープを投げ船に引っ掛けよじ登ってくる。守る方はそうはさせじと舷側に有刺鉄線を張り巡らせ、放水をしながら航行する。まさに楠正成や真田幸村のやり方そのものです。不審船を発見すると全速でジグザグに航行する。こうすることによって大波が立ち、これにあおられて小型不審船は近づけないという寸法です。ともかく、乗り込んでこられ一人でも人質を取られると万事休す。足の遅い客船はただひたすら逃げることを当局から要請されている。護衛艦が去ってから一度「ブラボータンゴ」の警報が実際発せられました。船室で静かにしていると船が右に左に大きく揺れ、蛇行航行しているのが想像できました。後程「高速で接近する小艇があり不審船と見なした」との船長アナウンスがありました。

いにしえの瀬戸内海賊衆の攻防はどの様なものだったのでしょうか。しばし往時に思いを馳せさせた船旅でした。

美しい海

理事 二神喜久雄

愛媛県周桑郡壬生川大字三津屋が、先祖の生誕の地です。私が初めて三津屋を訪ねたのは、昭和23年でした。祖母に連れられて、大阪を夜行列車で出発し、岡山県宇野港から宇高連絡船で四国の高松へ、そして予讃線で壬生川駅に着きました。当時は、交通の便も悪く、長い時間汽車に乗っていたと記憶しています。

壬生川駅から三津屋の新開にある親戚の家に到着しました。そこは海の傍にあり、家の前には海水を取り入れたような河川になっていました。とても奇麗な水で、魚が泳ぎ飛び跳ねたりするのが見れました。生きた化石「天然記念物のカブトガニ（兜蟹）」が日向ぼっこをしている姿も見ることができました。

今は、昔の面影はない汚れた海になっています。訪れるたびに、海はヘドロ化して残念。昔はきれいな海で、一日中釣りなどを楽しんでいました。近くには、来島海峡や瀬戸内の美しい海、今は「しまなみ海道」があります。今のままの三津屋の海は、子孫に伝えていくには抵抗を感じます。昔のようには無理でも、もう少し美しい海になって、みんなが釣りを楽しめるようにならないかなア～と、思います。いつの日か、必ず美しい海になる事を期待しています。



壬生川沖河原津海岸（現在・西条市）

息子の教育に力を入れた祖父

理事 二神 康郎

港山二神氏4代目であり、私の父親である二神長憲については、本誌の前号（第14号）で紹介した。

今回は、私の祖父に当たる3代目の愛次郎につき述べてみよう。愛次郎は、明治3年（1870）、父二神茂七・母多美輿の間に9人兄弟の3番目に生まれ、昭和28年に私が高校生の時に83歳で他界した。妻は松山市出身の西原長三の娘モトで、二人の間に私の父を含む4男1女をもうけた。彼について特筆すべきことは、息子の教育に力を入れたことで、4人全員を大学に進学させた。そのため田畠を売却し財産は激減したと言われている。

港山二神氏の系図を見ると、愛次郎はその名のとおり次男であり、長男は鶴吉となっている。長男でなく何故次男の愛次郎が家督を相続したかは定かではないが、昔聞いた話では、鶴吉は放蕩に身を持ち崩したために分家させられ、真面目な愛次郎にお鉢が回ってきたとのことである。

愛次郎の本職は船大工であった。船大工と言っても私の知る限りでは小舟用の櫓作りが専門で職業は「櫓屋」とも言っていた。三津浜の沖合には二神島を含む七つの島があり忽那七島として瀬戸内海国立公園の一角を形成しているが、それらの島の津々浦々に住む人々には漁業を生業とする人が多かった。彼らは仕事だけでなく、現在の乗用車同様交通の手段としても小舟を用いたため各戸軒並み木製の小舟を保有していた。小舟の操船に欠かせない櫓は生活必需品で当時相当の需要があったものと思われる。

仕事場は三津浜の船着場に近い四男の義一の住宅に併設されており、愛次郎は老齢になっても私たちの家から作業場に毎日出かけて重い鉢を振り上げ櫻の木を削って櫓を作っていた。私が幼稚園児であったころ、祖父の仕事場に行くと竹トンボを作ってくれるので、よく遊びに行ったのを思い出す。

櫓の材料となる檜の木は、はるか上浮穴郡久万町から1000m級の山々の連なる三坂峠を越えて馬に引かれて運ばれてきた。そのため三津浜の櫓屋と久万町の住民は親しくなり、弟義一の嫁さんは久万町の出身だった。

梅津寺にある二神家の墓には、左から初代茂七・二代目茂七の墓があり、次いで二神家分家の墓、二神家の墓と並んでいる。二神家分家の墓には義一とその係累が、二神家の墓には私の両親など愛次郎とその係累の遺骨が納められている。

しかし、9人いた愛次郎の兄弟のうち二神家の墓に葬られているのは、どういうわけか愛次郎と義一の係累、それに早世した2人だけに限られ、嫁いだ女性3人はともかく、長男と3男がどうなっているのか全く分からるのは寂しい限りだ。



上空から見た港山・三津付近。中央の小山が湊山城址。
～「航空写真集 愛媛わが郷土」愛媛新聞社 昭和57年発行から～

山の老いたる魚の戯言

理事 二神 久蔵

「貧は貧でも下品でない」だったか？三井物産会長から国鉄総裁になられた石田礼三郎さんの言葉だったと思いますが、明治生まれのエリートの気骨、自分を伏せて世の為に尽くす方が、今は少ないようです。石田さんは、国鉄が赤字の為、総裁時代は無給で勤められたと聞いています。

近代日本の礎は、明治時代に在って明治で終わったのでしょうか。大正生まれの方々は、兵役や第二次世界大戦後の復興にがむしゃらに生きて来られたが、今、明治・大正から昭和・平成と時代は進んだのにエリートは少ないようだ。元東京電力副社長で現在は顧問の加納時男氏、民主党の復興担当大臣松本氏だったか、名前は忘れましたが九州選出の成金大臣の岩手県知事に対する傲慢さ。「俺は大臣だ、偉いのだ。言うことを聞け、金は遣らんぞ」と。自分の金ならともかく、国民の血税なのに。岩手県知事は県民のため走り回っているのに、己は県の応接室でんぐりがえって、知事の苦労や疲労も考えずに威張りまくっている成金大臣。総理も市民活動家がなっても構いませんが、エリート学を学んでからにしてください。

今、大阪市立中学校でバスケット部顧問の先生が暴力をふるい、本来教えることが本分の教師が教えることをしないで、自分の権力や欲望を満たしているだけで相手のことを考えない。また、これを管理する校長・教育長・教育委員会は通報があれば、双方から確かめるのが常識だと思います。99人の者が、信号が「赤」だと言っているのに、顧問の先生が「青」と言えば、校長らは「青」しか報告しない。日ごろから命を大事に、国民の生命財産、憲法を守りましょうなど、言つたことは教える立場の先生たちからお手本を示すことだと思います。



学校は、不正を教えるところではないのです。

組織団体の方もロボットのように、個人の意思は無用で左向け・右向け、ハイで一票を投じるのです。考えが違う意思表示をすると前述加納氏の「俺は偉いのだ、俺がお前のいきかたを決めてやる」と、自分の無知を棚に上げて、たわめく、下品そのもの。どうして成金者は権力を手に入れると他人を見下すのでしょうか。

言葉のノッポ・チビは差別用語で、背が高い・低いと言えばいいの？男・女・おかめ・ひょっこ、字がきれい・へた、絵画・彫刻が得意、走るのが速い、勉強ができる、できないが手先が器用などは、見方によれば差別？でも、これらの特徴を伸ばすのは、エリート、英才、帝王学です。人は、権利、法の下では平等。個性、容貌まで同じではロボットの集まりで退屈。当たり前のことですが、国籍・出生・身体欠陥をあげつらうことは、それで優越感を感じる者は反社会的行為です。リンカーン、福沢諭吉の言葉を学びなおすべきです。

「俺は偉いのだ、権力者なのだ、俺の言うことを聞け、聞かぬ者はほかの集団へ行け」では、ただの成金です。他人の意見を謙虚に聞き、自分の説がおかしければ直し、良いと思うなら説得するのがエリート。私ごとき無知無学の者がこんなことを言えるのは、死期が近づいてきたせいでしょう？

ある程度、地位や名誉権力を持つと「人に教えてもらう」方も少なくなります。これまで築き上げてきたことを壊すには勇気がいるし、長年身体に染み込んでいる予備知識は当然あったほうがいいですが。今までの常識や知識を大胆に壊し、地位名誉を離れて見つめなおし、立てなおし、もちろん、時代がいかに変わっても良いことは良い、正しいことは正しい。基本はひとつですが、考え方は自由に選べるし、少しでも多くの新しい考えを取り入れる感覚が、老人にもいまだにあってもいいのではないかでしょうか。

前述の加納時男氏が全国紙で「地元の強い要望で原発ができ、地域の雇用や所得が上がった」。自民党の河野太郎氏が、「核燃料サイクル政策は破綻している」と主張すると、「反原発の集会に出ている人の意見だ。自民党の意見になったことはない。反原発の政党で活躍すれ

ばいい。社民党に推薦しますよ。福島党首は私の大学の後輩だから」「福島第一原発5、6号機も捨てずに生かせ」「東電を潰せば株主の資産が減ってしまう」「低線量の放射線は健康に良い。私の同僚も放射線治療で病気が治った。過剰反応になっている。むしろ、低線量は身体にいいことすら世の中では言えない。原子力損害賠償法で具体的な負担を考えてほしい」など、主張されました。東電は株式会社で上場企業のはず。株主の資産の目減りは、株主が負担すべきもので、それがだめなら会社を倒産して清算するのが商法の決まりです。

そういう考え方の方が、電力会社を経営されるとは。いずれ電力の安定供給や賠償金の為電気料金に上乗せされ国民の血税が負担前提で存続を考えるなら、東電は倒産・解散し国民の監視下の国営企業にすべきです。加納氏は、福島第一原発5、6号機も捨てずに生かせ、過剰反応になっている低線量は身体にいいとおっしゃるなら、事故現場に出向かれて陣頭指揮をされてはいかがですか。自分は安全地帯に逃れ「地元の強い要望で原発ができ、地域の雇用や所得が上がった」と。貧しき僻地の民にお金を与える、危険な作業をさせ、ご自分は高みの見物ですか。当時の東電、勝俣会長も同じようなことを言われていましたが、電力会社の経営者は皆さん同じ傲慢な考えを御持ちなのでしょうか？電力会社の経営者は昔からエリートのはず。

現代の明治維新が再稼働することを願って蛇尾を終わります。

宏介さんの瀬戸内水軍ぶらり散歩

中部・関西支部理事 二神 宏介

少し古くなりますが、昨年（2012）の春の話。ある旅行社が、瀬戸内クルーズツアーの募集をしていました。内容が水軍の島を訪ねる旅で、他の日帰り旅行に比べて数段高い旅費でしたが、興味があり参加しました。

コースは、岡山県笠岡港から真鍋島に渡り、香川県本島と瀬戸大橋の下をクルーズ船でめぐるツアーです。

旅行記をだらだら披露します。

旅行社のツアー案内は下記のとおりでした。



水軍ゆかりの真鍋島・本島

<みどころ>

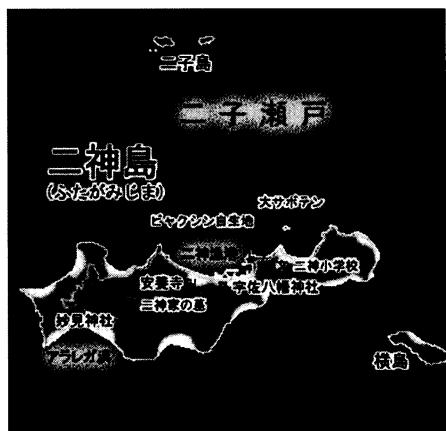
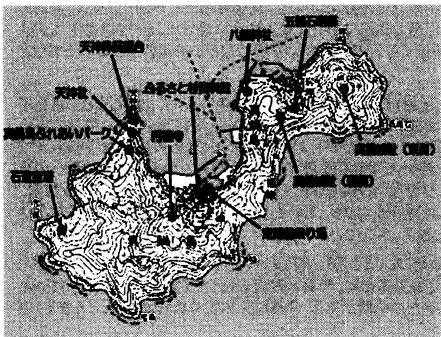
- 真鍋島 …… 古くは西行法師の『山家集』の歌にも詠まれ、のどかな漁村風景を残す島で、全島が岡山県のふるさと村に指定されている。島内に整備された遊歩道沿いには、真鍋城跡や平安時代の石造宝塔の「まるうさま」など数々の史跡が残り、島の東側にある真鍋島海水浴場では、5～9月の天気のよい夜に海ホタルを見ることもできる。最近では『瀬戸内少年野球団』などの映画をはじめ、ドラマなどのロケ地にも度々登場する。
- 本島 …… 昭和9年、国立公園として第1次指定を受けた瀬戸内海国立公園の中にあって、備讃海域に点在する塩飽諸島の中心島。秀吉以来、自治権を安堵（あんどの）されていた人名（にんみょう）制度の中心島で、人名から選出された4人の年寄によって政治が行われ、江戸時代は天領として明治維新まで人名の自治が続いた。年寄衆が政務を執った塩飽勤番所（しづくいんばんしょ）をはじめ、歴史・文化財の宝庫としても有名で、笠島地区では町並み保存を進めている。瀬戸大橋の完成後は、橋を横に見ながらのハイキング・サイクリングなども盛んになり、若い人からお年寄りまで楽しめる。水揚げされる瀬戸内の魚は、訪れる人の大きな魅力になっている。
- 塩飽勤番所 …… 幕末時代に塩飽全島を統率していた政所（まんどころ）。寛政10年（1798）の建築で、文久2年（1862）に改築したものを復元している。国指定重要文化財。年寄が政務を執った本館、信長・秀吉・家康から与えられた朱印状などが保管されている。本館に朱印状や咸臨丸（かんりんまる）の航海日誌などを展示している。
- 千歳座 …… 木鳥（こがらす）神社境内にある芝居小屋。文久2年（1862）建造。全国でとくに重要な30舞台の中の1つ。
- 瀬戸大橋 …… 倉敷市児島から香川県の坂出市までを結ぶ本州四国連絡橋のひとつで、1988年（昭和63年）4月に約10年の歳月をかけ開通。塩飽諸島の5つの島（櫃石島・岩黒島・羽佐島・与島・三つ子島）の間に架かる6つの橋梁の総称で、それらを結ぶ高架橋により構成され海上9.4kmの橋げたは道路・鉄道併用橋としては世界第2位の規模を誇る。ルートは道路37.3km、鉄道32.4km、海底部9.4kmで、橋梁は吊り橋・斜張橋・トラス橋の3種類を併設。橋の上からは瀬戸内海国立公園の島々の美しい景観を望むことができる。

出航は笠岡港から、特別チャーター船に乗りクルージングです。船内で挨拶された若い女性のボランティアガイドさんは初々しく、また、一生懸命さに好感を持てました。真鍋島に上陸しアレ……ここは二神島とちやうのん!! 時が止まったような、心安らぐ悠久の島そのものでした。

地元ガイドさんの説明で納得、真鍋島は岡山県のふるさと村に指定されてんねんて!! ガイドさんは、島の良さを伝えるおもてなしの態度でした。私は少しいちびりな所があり質問をいろいろしましたが、マニュアル以外は世間話でした。途中から、高齢の男性ガイドさんがつきましたが、一生懸命の割に要領が得ません。島の長老も頼んないな～・昼食時に良くわかりました。若いガイドさんも長老のガイドさんも悠久の島にあこがれ、最近移住したそうな……納得

さて、いちびりな宏介さんは早速、真鍋島は二神島と良く似た島でいろいろ比較してみたがほとんど同じでやった。真鍋島は岡山から5里（約20Km弱）、香川から5里と県境の島でこれも二神島も山口の県境の島とよう似た環境や。

（真鍋島面積1.49km²、周囲7.6Km 二神島面積2.15km² 周囲10Km）



真鍋島……鎌倉時代前期くらいからの五輪塔、猫の多い島、神様の多い島、八幡様が信仰の中心の島でした。ほとんど二神島と同じや!!

二神島は大サボテンが名物やけど真鍋島はホルトの大木が名物。

真鍋水軍を忘れてました。真鍋水軍の真鍋氏は、やはり藤原氏の流れで、愛媛からも真鍋氏(水軍)の研究に訪れる方もあるそうです。(真鍋姓……愛媛に多くありませんか？)

お昼は手作りのお弁当と漁師の食堂の人が作った味噌汁の旨いこと（この味松山沖の釣り船に乗った時漁師が作ってくれる味と一緒にや）レストラン「五里五里で若い移住者の話も聞いてみたけど、何も無い島にあこがれ、若い花嫁さんが沢山移住しているのにびっくり！！

そんな人たちが好きな島の案内をボランティアで行っている。

島では現在中学校は生徒3名なのに運動会は島を挙げて楽しんでいるそう。若い移住者の話によると、朝は玄関前に魚、野菜がそっと置かれているとのことで、旧島民と新しい人の温かい交流が感じられました。

産業も仕事も無い漁師の島ですが、暮らしやすいとのこと。「猫の島」民宿、旅館もなくなったのに、全国から猫好きの人々が写真を撮りに来る数が多いねんて！！、多くの人が島に来るようになったとボランティアガイド嬢はうれしいみたい！！

「猫の島」……二神島も猫の島と言われている。

真鍋水軍の歴史を楽しみに行ったけど今は昔、真鍋氏の歴史は忘れ去られようとしていました。二神の歴史は大事にせなあかんで～

真鍋水軍（真鍋姓）発祥の地に、現在は真鍋氏はいないみたい。真鍋島を後に香川県本島に移動、香川県沖、本島は塩飽水軍本拠地での史跡めぐりでした、さすが塩飽水軍衆の島と統治力のスケールの大きさに驚きました。本島のボランティアガイドさんは、塩飽水軍衆の勉強をよくされ、塩飽水軍に誇りを持っておられました。

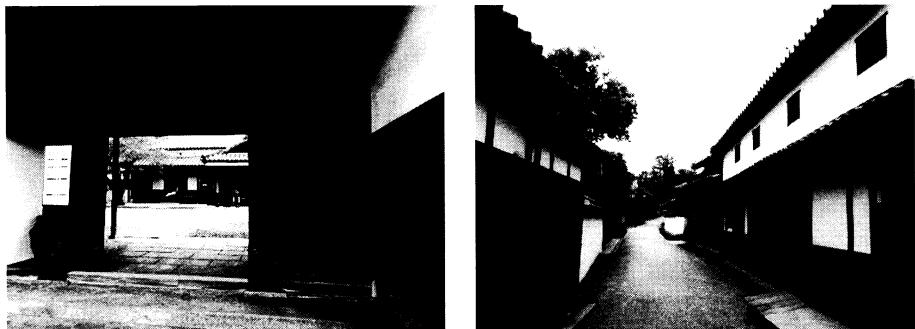
本島のガイドさんに、真鍋水軍の質問をしましたが、県境の島で船



(瀬戸の花嫁さん)

の便もなく島の名前は知ってるけど行ったことがないと真鍋水軍は無関心。真鍋島のガイドさんは当然、塩飽水軍てなに？の感じ
二神水軍も周囲に無視されん様ガンバラなあかんで～ !!

笠島地区の古い町並みもきれいに整備され往時の繁栄ぶりに感心 !!



塩飽勤番所と笠島地区の保存された古い町並み

旅行を振り返ってみると、何も無い真鍋島の印象が強かったな

最後は、瀬戸大橋の下を小さな観光ボートでクルージングしたけど島を出る時は嵐だったのに瀬戸大橋の下は流れがきつく、昔はこの瀬戸の瀬は瀬戸内水軍衆の案内でないと通れないことを実感。（来島海峡、松山沖の瀬以上に水流がきつく感じられました。）

話の締めはいつものように「大阪手打ち」です

二神系譜研究会のますますの繁栄を祈念して !!

それではよろしゅー

打ち一まひょ（う～ちまひょ） チヨンチヨン

もひとつせ チヨンチヨン

祝って（いをーて）三度 チヨチヨンガ チヨン

今年も中部・関西支部をよろしゅーたのんます !!

つぶやき

二神 俊一

「あれっ？」どうも、指がおかしい？変だな！正月も終わり、さあ、今年はいろいろ忙しい歳になりそうだ、などと、思っていた頃、右手の指に違和感が！

中指が曲がり、もとに伸ばそうとすると痛みがある。どうしたのかな？

早速、いきつけの整形外科へ行って見てもらった。以前、母親がお世話になった先生であり、私もぎっくり腰なんかで通ったところがあり、顔なじみである。

先生は私の手を見て、中指が「カクン」となる様子を見て、直ぐに「これは、バネ指ですよ」「腱鞘炎ですよ」、「念のため、レントゲンを撮ってみましょう」。

レントゲンに映った指の写真を見ながら、あっさり「バネ指」に間違いないですよ！と診断してくれた。そこで、症状と原因・病態・治療など簡単に図示したメモを取り出して丁寧に説明してくれた。「まあ、手術するほどではないので、塗り薬でも出しておきましょう」で、終わり !!

原因は何か？ 手や指の使いすぎらしい。ふと思い当たることが…それは、年末に孫らが臼と杵で餅つきイベントをするために、石臼を「よっこらしょ」と運んだことが、遠因ではないかと思っている。普段しないようなことをすると、ろくなことがない！とは、このことかな。

バネ指は、50～60歳の女性に多く、男性では60歳台に多いそうであ

る。左右の比は4対6で、右指が多いとのこと。治療は①安静にして刺激を少なくする。これも、指はなかなか難しい。②腱鞘内に局麻剤入りステロイド注射をする方法。③手術療法とあるが、どれも、ちょっと腰がひける感じである。

普段の生活で困っているのは、お箸が持ちにくいで、左手を使っていること、手袋をはめる時に曲がった指にはめにくいくらいかな？パソコンは前から一本打法なので、問題なし、まあ、この程度の症状なら、そのうち、治ってくれることを期待しながら、春を待つてます。

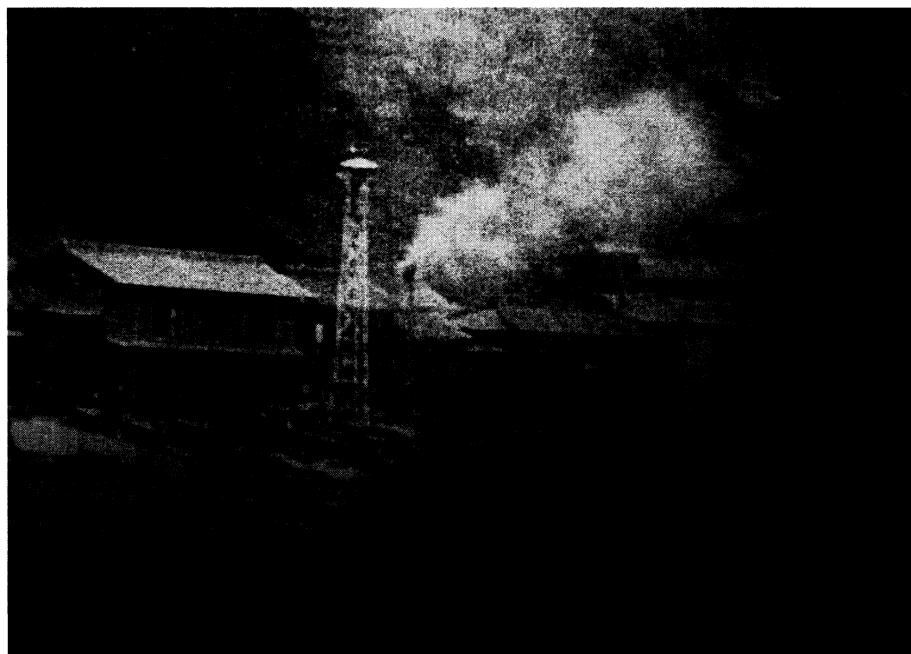
平成25年2月23日

二神島の銭湯

豊田 渉

昭和30年代の数年間、二神島にも銭湯があった。高台にある我が家 のすぐ下にあり、祖父や父と一緒に通っていた。その銭湯は、現在の二神島集会所の東にあり「松島湯」と言った。赤い瓦屋根で一本の煙突がそびえていたのを記憶している。当時、内湯のない家や港に船を泊める漁師さんたちも利用していた。

我が家は当時、木造船を造る造船所を経営していた。その関係で、オガクズや木端が多く出ていた。それを銭湯の燃料の一部に使ってもらっていた。造船所の敷地の一部は、その銭湯の主人の所有地だった。それらが関係していたのかどうか、我が家は無料で銭湯に入れた。時には、風呂釜の焚き口に燃料を入れる手伝いをさせてもらったりした。



銭湯「松島湯」の煙

向かって右側が男湯で左側が女湯だった。入浴料金は記憶にないが、肌と肌の触れ合う社交場であり、大人にとっては子どもたちへの教育の場でもあったと思う。人の道を説いてくれた大人がたくさんいた。私たちは、湯あがりの飲み物や銭湯の前にあったお店に寄り、お菓子などを買ってもらうのも楽しみの1つだった。

長いこと存在していた銭湯だったという記憶だったが、実際には2、3年ほどしか経営していなかったという。今は、骨組みは残っているが、屋根瓦は新しくなり外観も変わり当時の面影はない。経営していた人もすでに亡くなっている。もう、写真などでしか見出すことはできない。

当時、800人いた人も今は100人足らずになり、過疎化・高令化はすさまじいものがある。今までいくと、日本中から多くの地域が消滅していく。二神島も例外ではないようだ。高令者が残された島で、いったいどうなっていくのだろうか。

郵便局員も来なくなり、効率が悪いという理由でA T Mの機械も取り外され、学校は休校中、医者も僧侶も神職も島にはいない。調子が悪くなれば島外の病院に入院。お盆や祭りも何とか実施しているが、このままではやがてできなくなる日がきてしまう。この流れをどうすればいいのか、手立てを見つけられない。素晴らしい伝統文化があつても、それを受け継いで後世につないでいくことの難しさを感じる。ことは切羽詰っているのだ。

銭湯がなくなってしまって覚えている人たちがいる間はいいが、やがて忘れされてしまう。

関西・中部支部から

平成24年度中部・関西支部会活動報告

タイトルは「中部・関西支部会ですが地域が広く、「名古屋から出てこられるのもどうかな?」と思い、関西在住の理事さんだけで支部連絡会を行っています。名古屋の亮郎理事には、申し訳なく思っています。

さて活動ですが、平成24年1月29日、愛媛県人会新年互礼会に宏介理事が参加し、愛媛県関係、各市関係、松山大手企業の方と親しく交流し、二神系譜研究会を強くPRしました。(二神、二神島の認識が出席者にない為、二神系譜研究会ホームページの紹介及び県事務所に在庫の「海の民ふたがみ」を自由に持ち帰り出来ることをPRしました)

◆平成25年2月5日 関西支部連絡会を開催

出席・守理事、喜久雄理事、久藏理事、信也理事、宏介理事

1:二神系譜研究会総会出席について出席者の検討をしました。

2:「海の民ふたがみ」2月10日締め切り、原稿出稿の件。守理事提案の「支部会員の皆様」会報を通じ、広く会員の皆様にお知らせすることの連絡が、14号に掲載されました。

3:愛媛県人会に、二神系譜研究会関西支部会で加入し、広く二神系譜研究会をPRことも活動の一環としています

愛媛県人会より名刺広告の出展依頼があり、平成24年新春号に二神宏介名で名刺広告を出しました。

県人会の皆様に、二神系譜研究会ホームページへのアクセスをPRしています

◆平成24年11月29日 関西支部連絡会を開催

出席・俊一会長、喜久雄理事、久藏理事、倫一郎理事、宏介理事。

当日、松山より俊一会長が来阪され、支部会会合に参加頂きました。

- 1 : 平成24年度中間会計報告
- 2 : 平成25年度、愛媛県人会会報に掲載される名刺広告について説明（宏介理事）。愛媛県人会の皆様に、二神系譜研究会ホームページへのアクセスをPRするため名刺広告は二神ホームページアドレスを強調しています。県人会には会報の名刺広告の一部訂正をお願いしました。
- 3 : 平成25年1月27日（日）、平成25年度愛媛県人会新年互礼会（宏介理事代表出席）、二神系譜研究会を、強くPRするについて、愛媛県人会より「近畿と伊予」新春号に原稿を投稿してはと提案を受けましたが、締め切りに間に合わず、夏号に投稿予定です。二神系譜研究会の紹介、関西支部二神さん集まれのPRするため。
- 4 : 倫一郎理事のご意見が、今後の系譜研究会の問題点として考えさせられました。詳しくは、俊一会長が総会で提案事項として話題になると思います。二神屋敷を憩いの場所にする夢!! NPO法人の夢、二神さん集まれで夢を語りましたが、二神墓地、屋敷の管理等について問題点が分かりました。
倫一郎理事より中公文庫「古文書返却の旅」網野善彦著の紹介がありました
- 5 : 喜久雄理事が体調を壊していましたが、元気なうちにと家族（子孫）で壬生川のルーツを訪ねる旅行をされるそうです。松山の二神の歴史も、子孫に伝えてほしいと思います。

文 関西支部理事 事務局 二神宏介

「ふたがみ」にまつわる話

編 集 部

その1・季刊誌「しま」第1号から抜粋

昭和28年7月「離島振興法」が施行され、日本の島々の環境整備等に国の予算が投入されはじめた。それから60年が経過し、島は変化を遂げた反面、高齢化・過疎化の状況に追い込まれている。何とも皮肉なものである。

その離島振興法が施行された年の12月、全国離島振興協議会（全国で離島振興法の適用を受ける市町村長・議長などで組織）が、季刊誌「しま」（B5版）を発行している。その第1号（創刊号）の39ページに「島嶼社会研究会」という学会の紹介をしている。

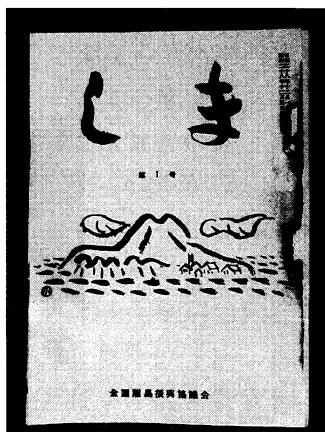
学会報告『島嶼社会研究会』

◇わが国には、北海道・本州・四国・九州の大きな島のほかに、人の住んでいる島だけで外海に約250、内海に約250、合計500余りの島々がある。

島というものは、地理民俗歴史、様々な点で独自のものを持っていて、学術研究上の対象としても貴重なものである。

一方、島々が本土から取り残された地域として色々の共通な悩みを持っていること島の方々は身にしみてご承知のとおりである。

このような島の社会の本質を攻究し、有機的な組織を作ることを目的に、地理・民俗・その他各学会の島の専門研究家たちと、島々に住む有識の同志とを糾合してきたのが、『島嶼社会研究



第1号（創刊号）

会』である。今から4年前、昭和25年6月のことである。

◇この研究会は、毎月例会を開き、日本各地の島々の研究発表を中心に熱心な研究をしている。例会には、民俗学界の長老柳田國男先生、地理学会の辻村太郎東大名誉教授なども、しばしば出席され、時には研究発表もしておられる。

例会の出席者だけでも、各自が実地に研究した島々は、北は利尻・礼文（北海道）や千島から南は薩南・琉球、日本海側の佐渡・隱岐も太平洋側の伊豆諸島も、日本じゅうの島々が網羅される。現在の会員百名を以てすればいよいよ完璧となる。

◇島嶼社会研究会としては、もともとなんとか島の生活をよくしたいという熱意の下に研究を続けてきたのだから、『離島振興法』ができたり、これに刺戟されて島々の町村が連合した『全国離島振興協議会』ができたことには、全会員同慶の至りと感じている。

振興法案計画以来、官民から離島についての学術的な助言を求められたが、会としてはあらゆる島々がよくなるようにとの公平で広い見地から適確な資料提供に、積極的に努力してきたのである。

◇会員百名、事務室は東京都文京区、東京大学理学部地理学教室内。会の運営の世話役として大村肇・園池大樹・竹田且・**二神弘**・山階芳正の5名の幹事をおき、又代表者として辻村博士をお頼みしている。

◇全国離島振興協議会から、事務局の運営の依頼があったので、本会内に協議会事務局をおき、本会員の宮本常一・大村・園池・竹田・山階が事務局幹事を兼ねることになった。

研究者の公平な良識によって協議会に奉仕できるものと思う。

「しま」第1号・昭和28年12月発行から

その2・・二神島「松島神社」の木札発見

二神島の松島神社のことについては、前号の14号で紹介した。

その後の平成24年4月16日、豊田繁昌氏が「松島神社の古い地主さまの中から、こんなのが出てきた」といって、見せてくれた。そこに

は、明治2年（1869）銘記の木札が1枚。詳しくお聞きすると、1か月前の3月頃に、神職桑原氏（津和地島在住）が、新しい地主さまを持参し、古い地主さまはその傍らへ。古い地主さまの正面は木片で覆われていて、それが妙に気になり取り外した。その中に、前述の木札が入っていたのだ。そこに置いておくのは憚り、家の神棚に供えていたのだという。思わぬ発見だった。

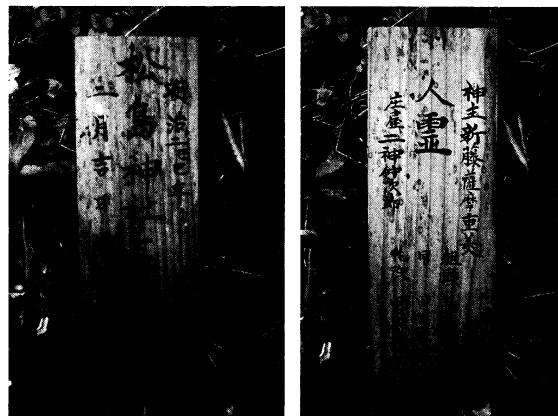
そこには、「明治二己巳年 松島神社一字村中安全 二月吉日」、反対側には「神主新藤薩摩重美 人靈 庄屋二神仲次郎 組頭 扇屋長右工門 同 田嶋屋半治 作□ 田中屋清左工門」とあった。寸法は、上部9.5cm・下部8.7cm、長さ27.3cm、幅0.85cm。

以前から聞いていたように「松島神社」は存在していたのだ。明治二年には、村をあげて祀っていたことが伺える。それ以前にもあったかどうか、確証はないが、おそらくは、新調したのではないだろうか。地主さまも木札も。そう思いたい。この中で、気になる点が2つある。

1つは、この当時の二神島の神職が新藤氏であること。私が覚えてからは桑原氏であり、いつごろ、新藤氏から桑原氏に交代したのだろう。

もう1つは、組頭に「田嶋屋」とある。この屋号は、初見である。二神島に残る、明治5年の壬申戸籍から察すると、「島田半次」のことではないかと思われる。島田家の屋号は「鍵屋」であると聞いている。「田嶋屋」とは「島田」を逆さまにしてつけたのだと思われるが、屋号をもう1つもっていたということなのか。

まだまだ、わからずじまいに眠っている資料があるはずである。それを少しづつでも発見し、歴史の解明に少しづつでも進めていきたいものである。



編集後記

この度、冊子第15号を会員の皆様にお届けすることができました。ご寄稿頂きました方々、編集委員の方々のご協力・ご支援にたいしまして厚く御礼を申し上げます。

省みましても、二神系譜研究会が立ち上がってから早くも15号を発刊することができますことは感慨深いものがあります。時間の経過とともに、「二神系譜研究会」の研究成果が認知され、海の民冊子も内容が充実しつつあり、嬉しく思っています。

私たちの活動は「事務局のうごき」をメールアドレスを登録頂いている会員の皆様には、毎月配信させて頂いております。

一方、メールをご利用されていない会員の皆さまへは、「速報」というかたちで、郵送ベースで情報の提供をさせて頂いております。

本冊子は原則として1年毎なので、速報性にはかないませんが、研究成果のご報告の場としては、有効だと考えています。

今後とも引き続き二神系譜研究会の発展・充実のために皆様のご意見・ご感想などお寄せ頂きたいと思います。

平成25年2月25日
会長 二神俊一



(編集会議 平成25年2月16日)

編集後記

ついに「第15号」の発行にこぎつけることができました。ご寄稿いただいた皆様をはじめ、今回は筆をとることができなかつた皆様、本当にありがとうございました。皆様のおかげで発行できますことに感謝いたします。宮本常一の言葉に「記録したものしか記憶されない」とあります。何でもいいのです。ちょっとしたことでも記録しておくことは、大事なことだと思っています。次回も、よろしくお願ひいたします。

さて、私ごとですが、あと1年で定年となります。二神島から船通勤24年、松山市内からの船通勤も16年を過ぎました。思えばあれから40年、ずっと船通勤。「朝早くて通勤は大変なのに、中島に住む所を構えたら」とよく言われました。でも、そんなことには耳を貸さずマイペースでやってきましたが、それもあと少しあもしれません。

この間に、わが二神島も当然ながら随分と変化しました。昭和50年当時、600人くらいいた人も今は100人ちょっと。その上に高齢化率80%超えで、周囲の島嶼部の先頭を走っています。島内の空き家、荒廃地、イノシシは増える一方で、人は減り、学校も休校ですが実質は廃校状態で寂しくなるばかりです。中央の大きなエネルギーの一部を地方の山間部や島嶼部に振り分けられないものでしょうか。都市部が大きく特化しアンバランスな状態が加速していくばかりです。地方があって国があるはずなのに、現実はそうではないようです。基本的には中央集権で事がなされ、人の少ない小さな地域は置き去りにされているようなりません。中央の「国民の皆様のために……」という言葉が虚しく聞こえます。長年住み慣れた地域を離れて皆が都会へと移行できるはずもありません。もっと、小さな地域の声に耳を傾けてほしいものです。

でも、あと何年かのちには日本中の多くの地域から集落が消えていくのは間違ひありません。そして、かつて行われていた伝統行事や歴史文化も消えていくという図式になるのでしょうか。島に帰って調査をしているときに島のひとでさえ、「こんなこと調べて何になるん。

お金にならんことやのに。それより、船の運賃を下げるようにしてや。」
というようなことを言わされました。ちぐはぐなように聞こえる声ですが、これが今の状況なのです。物事を繋いで守っていくということは本当に大変なことなのですが、そのことを忘れている人たちの何と多いことでしょう。二神系譜研究会の活動も大変ではありますが、続けていくことの重要性を支えに少しずつ歩んでいきましょう。

平成25年2月28日 豊田 渉